

令和7年度 第2回 静岡市上下水道事業経営協議会 次第

日時:令和7年7月 25 日(金)

午後3時から午後4時 30 分まで

場所:上下水道局庁舎 7階 71 会議室

1 開会

2 議題

(1)第5次中期経営計画の改定について

資料1

(2)水道料金・下水道使用料改定について

資料2

3 閉会

令和7年度 第2回 静岡市上下水道事業経営協議会 席次表

モニター

令和7年7月25日(金)

午後3時から午後4時30分まで

静岡市上下水道局庁舎

7階 71会議室

鈴木 学 会長

大石 真裕 委員 ○
狩野 美佐子 委員 ○
小泉 祐一郎 委員 ○
竹内 佑騎 委員 ○
中井 久子 委員 ○

橋本 正子 委員 ○
濱田 晴子 委員 ○
原田 正男 委員 ○
堀田 雅裕 委員 ○
横山 則子 委員 ○

(上下水道局職員)

入口

○ 事務局
○ 事務局

○ 上下水道経営企画課長
○ 局次長兼経営管理部長

○ 下水道部長
○ 上下水道局長

○ 水道部長
○ 水道計画課長

○ 事務局
○ 事務局

○ 上下水道経理課長
○ 上下水道総務課長

○ 下水道計画課長
○ 下水道建設課長

○ 水道建設・維持課長
○ 水道施設課長

○ 事務局
○ 事務局

○ お客様サービス課長
○ 下水道事務所長

○ 下水道維持課長
○ 下水道施設課長

○ 水質管理課長
○ 中山間地水道課長

事務局

○ 葵・駿河浄化センター担当課長

○ 清水浄化センター担当課長
○ 清水水道施設担当課長

○ 水道維持担当課長
○ 水道事務所長

事務局

傍聴

傍聴

傍聴

事務局

報道

報道

傍聴

第5次静岡市中期経営計画 事務事業個票の改定概要

令和7年7月
静岡市上下水道局

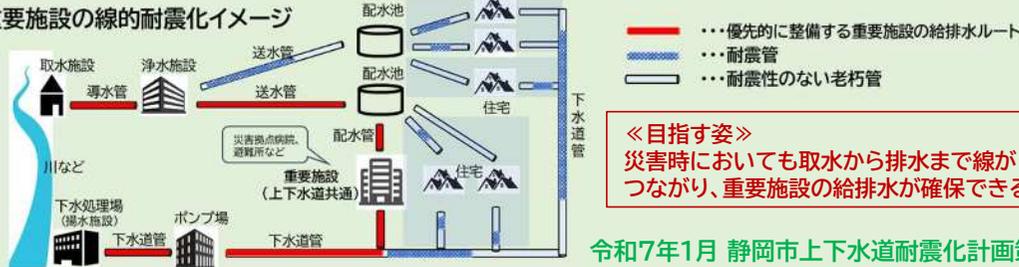
第5次中期経営計画の改定分類

第5次中期経営計画策定時からの変化

能登半島地震を踏まえた選択的線的耐震化への見直し

現在の静岡市は耐震化された管路が点在しており、大規模地震時に機能しない恐れがあるため、取水施設から医療機関や避難所などの重要施設、処理場までの上下水道一体の『**選択的線的耐震化の推進**』に改め、整備を進めていく。

(重要施設の線的耐震化イメージ)



令和7年1月 静岡市上下水道耐震化計画策定

| 優先順位 | 種別 | 施設名称 | 上下共通施設数 | 水道単独 |
|------|------|----------------------|---------|------|
| ① | 人命 | 災害拠点病院、救護病院、透析病院 | 15 | 3 |
| ② | 指令機能 | 災害対策本部(県・市庁舎、警察、消防等) | 21 | 1 |
| ③ | 避難生活 | 避難所、福祉避難所 | 226 | 91 |
| 合計 | | | 262 | 95 |

合計357

優先順位 重要施設の優先順位の決定は「人命」「指令機能」「避難生活」の順

投資計画と財政計画、指標などの見直し

1-1-1 水道管の地震対策

1-1-2 水道施設の地震対策

1-1-3 下水道管の地震対策

1-1-4 下水道施設の地震・津波対策

1-1-5 下水道管の津波対策

1-3-2 給水拠点等の整備・充実

2-1-1 水道管の更新

2-1-2 水道施設の更新

2-2-3 水道管・施設の漏水対策

5-2-1 企業債残高の適正な管理

⇒投資・財政計画の改善

デジタル化の推進
管路の老朽化対策の見直し
効果の見込める最新技術の開発



AIを活用した漏水調査および
管路劣化診断

新技術の導入による
更なる経営効率化

⇒デジタル化の推進

その他

組織機構改正
(下水道区域内の
雨水対策に係る
計画部門を上下水道局
から建設局に移管)

雨水対策を市長部局
に集約化・一元化

1-2-2 内水ハザードマップの周知

第5次静岡市中期経営計画事務事業個票の改定一覧

| No. | 政策 | 施策 | 事務事業名 | 事務事業責任課 |
|-----|----|-----|-------------------|----------|
| 1 | 1 | (1) | ①水道管の地震対策 | 水道建設・維持課 |
| 2 | 1 | (1) | ②水道施設の地震対策 | 水道施設課 |
| 3 | 1 | (1) | ③下水道管の地震対策 | 下水道建設課 |
| 4 | 1 | (1) | ④下水道施設の地震・津波対策 | 下水道施設課 |
| 5 | 1 | (1) | ⑤下水道管の津波対策 | 下水道建設課 |
| — | 1 | (2) | ②内部ハザードマップの周知(削除) | 下水道計画課 |
| 6 | 1 | (3) | ②給水拠点等の整備・充実 | 水道建設・維持課 |
| 7 | 2 | (1) | ①水道管の更新 | 水道建設・維持課 |
| 8 | 2 | (1) | ②水道施設の更新 | 水道施設課 |
| 9 | 2 | (2) | ③水道管・施設の漏水対策 | 水道建設・維持課 |
| 10 | 5 | (2) | ①企業債残高の適正な管理 | 上下水道経理課 |

政策1 危機管理を強化する。

投資・財政
計画の改善

No.1

施策(1) 重要な管・施設の強靭化

第5次中期経営計画:P17

6-5 事務事業個票

① 水道管の地震対策【水道】

活動目標

「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、基幹管路 322.7km のうち、令和4年度末までに管延長 133.8 km の耐震化が完了しています。令和7年度以降は「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき 357 箇所のうち令和 12 年度までに 40 の重要施設^{※1}に接続する水道管の耐震化を進めます。令和8年度までに新たに取水から重要施設を結ぶ管の耐震化工事を行うことで、計6箇所の重要施設に対する耐震性を確保します。

※1:重要施設とは・・・災害拠点病院、災害時に指令機能を有する施設(警察、消防、県・市庁舎等)、避難所など

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|--------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 基幹管路の耐震化工事 | 7.8km | 2.6km | 1.9km | 0.7km | — | — |
| 水道管が耐震化されている重要施設の数 | — | 6箇所 | — | 1箇所 | 2箇所 | 3箇所 |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|---------------------------------------|----------|-----|---------------------|-----|-----|
| 基幹管路の耐震化工事 | 調査・設計・施工 | | | | |
| 人命優先(災害拠点病院、救護病院、透析病院等)災害拠点となる病院までの整備 | | | 調査・設計・施工(R12年度完了見込) | | |
| 指令機能の確保 災害対応時に指令機能を有する施設までの整備 | | | 調査・設計・施工(R12年度完了見込) | | |
| 避難生活拠点への給水確保 避難所(給水拠点S) | | | 調査・設計・施工(R16年度完了見込) | | |
| 水道の供給が確保できた重要施設数 | — | — | 1箇所 | 2箇所 | 3箇所 |

成果

災害拠点病院など重要施設の給水を受け持つ管である、特に重要な水道管の耐震化工事を進めることにより、災害時においても重要施設への水の供給を確保します。

(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|------------|-----------|---------|
| 重要施設への耐震化率 | 0% | 1.6% |

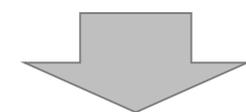
(指標の算出方法)

(水道の供給が確保できた重要施設数 / 重要施設数 357(病院関係:18、指令機能を有する施設:22、避難所等 317)) × 100(%)

課題

令和6年能登半島地震では、上下水道施設の機能喪失により被害が長期化したことから、上下水道一体での管路の耐震化の重要性が認識された。

今後は、災害拠点病院や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を、重点的に推進する必要がある。



主な改定ポイント

活動目標

・令和6年度に策定した「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、上下水道共通262箇所及び下水道処理区域外95箇所に接続する水道管の耐震化を進める。

これにより、令和8年度末までに新たに6箇所の取水施設から重要施設を結ぶ管の耐震化工事を行うことで、計6箇所の重要施設に対する耐震性を確保する。

活動指標、具体的な取組

・重要施設に接続する水道管の耐震化を優先的に進めるため、活動指標を「基幹管路の耐震化工事の延長」から「水道管が耐震化されている重要施設の数」に変更した。

・具体的な取組として、令和12年度末までに、40の重要施設に接続する水道管の耐震化を完了する。

成果指標

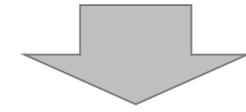
・基幹管路の全長約325kmに対する耐震化率から、357の重要施設に対する耐震化率を目標に見直した。なお、令和8年度までに6の重要施設までの水道管の耐震化が完了する予定。

施策(1) 重要な管・施設の強靭化

第5次中期経営計画:P19

課題

令和6年能登半島地震では、上下水道施設の機能喪失により被害が長期化したことから、上下水道一体での耐震化の重要性が認識された。今後は、災害拠点病院や避難所などの重要施設に接続する上下水道施設の一体的な耐震化を、重点的に推進する必要がある。



主な改定ポイント

活動目標
 ・「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、令和4年度末までに配水池など3箇所の耐震化が完了している。令和7年度以降は「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、上下水道共通262箇所及び下水道処理区域外95箇所の重要施設に接続する水道施設(取水場:80施設、浄水場:18施設、配水池:94施設)のうち、令和8年度末までに1箇所の配水池の耐震化を優先的に進める。

活動指標、具体的な取組
 ・令和8年度末までに配水池の耐震化を新たに1箇所完了する。

成果指標
 ・水道施設の耐震化工事を進めることにより、災害時においても給配水機能を維持し、市民が水を確保できるようになる。

② 水道施設の地震対策【水道】

活動目標
 「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、令和4年度末までに配水池など3箇所の耐震化が完了しています。令和7年度以降は「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、上下水道共通262箇所及び下水道処理区域外95箇所の重要施設※1に接続する水道施設(取水場:80施設、浄水場:18施設、配水池:94施設)のうち、令和8年度末までに1箇所の配水池の耐震化を優先的に進めます。※2

※1:重要施設とは…災害拠点病院、災害時に指令機能を有する施設(警察、消防、県・市庁舎等)など
 ※2:応急給水活動の中心的な拠点となる配水池の耐震化を優先しながら、他の水道施設の耐震化も並行して進めます。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|-----------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 配水池の耐震化工事 | 3箇所 完了 | 3箇所 完了 | 1箇所 完了 | 1箇所 完了 | 0箇所 | 1箇所 完了 |
| 配水池の耐震診断 | — | 4施設 | — | — | 4施設 | 0施設 |
| 配水池の耐震化設計 | — | 1施設 | — | — | 1施設 | 0施設 |



成果
 水道施設の耐震化工事を進めることにより、災害時においても給配水機能を維持し、市民が水を確保できるようになります。



政策1 危機管理を強化する。

投資・財政
計画の改善

No.3

施策(1) 重要な管・施設の強靭化

第5次中期経営計画:P21

③ 下水道管の地震対策【下水道】

活動目標

「静岡市下水道総合地震対策計画」に基づき、特に重要な下水道管※1に位置つけた363.7kmのうち、令和4年度末までに耐震性能の確認と各種対策により、251.6kmの耐震化が完了しています。令和7年度以降は当該計画に加えて「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、262箇所的重要施設※2に接続する下水道管を含めた369.3kmの耐震化を進めます。令和8年度末までに新たに2箇所の重要施設から浄化センターを結ぶ管の耐震化工事を行うことで、計45箇所の重要施設に対する耐震性を確保します。

※1 特に重要な下水道管とは…《重要な下水道管》622.2kmのうち、緊急輸送路に埋設された管や災害拠点病院などの排水を受け持つ管を《特に重要な下水道管》とした。

※2 重要施設とは…災害拠点病院、避難所、防災拠点(警察、消防、県・市庁舎等)など

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|---------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 特に重要な下水道管の耐震化工事 | 12.5km | 7.3km | 3.7km | 3.6km | — | — |
| 下水道管が耐震化されている重要施設の数 | — | 2箇所 | — | — | 1箇所 | 1箇所 |

具体的な取組

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|---|--------|------|------|------|------|
| 下水道管の耐震診断 | 診断(継続) | | | | |
| 下水道管の耐震化設計 (耐震対策が必要な管) | 設計(継続) | | | | |
| 下水道管の耐震化工事 (耐震対策が必要な管) | 施工(継続) | | | | |
| 人命優先 (災害拠点病院、救護病院、透析病院等) 災害拠点となる病院までの整備 | | | | 施工 | |
| 指令機能の確保 災害対応の拠点となる施設までの整備 | | | | 診断 | 施工 |
| 下水道管が耐震化されている重要施設の数(累計) | 43箇所 | 43箇所 | 43箇所 | 44箇所 | 45箇所 |

成果

緊急輸送路に埋設された管や災害拠点病院などの排水を受け持つ管の耐震化工事を進めることにより、緊急車両の応急対策活動のための交通機能や災害拠点病院のトイレ機能の確保につながります。

(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|------------|-----------|---------|
| 重要施設への耐震化率 | 16.4% | 17.1% |

(指標の算出方法)

(下水道管が耐震化された重要施設数/重要施設数(262箇所))×100(%)

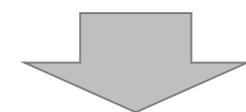
※重要施設数とは

- ①災害拠点病院等:15施設、②災害対策本部:21施設、③避難所(給水拠点S・A):55施設、④その他避難所等:171施設

課題

令和6年能登半島地震では、上下水道施設の機能喪失により被害が長期化したことから、上下水道一体での管路の耐震化の重要性が認識された。

今後は、災害拠点病院や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を、重点的に推進する必要がある。



主な改定ポイント

活動目標

- 令和6年度に策定した「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、262箇所の重要施設に接続する下水道管の耐震化を進める。
- これにより、令和8年度末までに新たに2箇所の重要施設から浄化センターを結ぶ管の耐震化工事を行うことで、計45箇所の重要施設に対する耐震性を確保する。

活動指標、具体的な取組

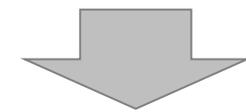
- 重要施設に接続する下水道管の耐震化を優先的に進めるため、活動指標を「特に重要な下水道管の耐震化工事の延長」から「下水道管が耐震化されている重要施設の数」に変更した。
- 具体的な取組として、令和7年度以降は災害拠点となる病院までの整備、災害対応の拠点となる施設までの整備を進める。

成果指標

- 重要施設に接続する下水道管の耐震化を優先的に進めるため、成果指標を「特に重要な下水道管の耐震管率」から「重要施設への耐震化率」に変更した。
- 令和8年度末までに、重要施設(262箇所)の17.1%について接続する下水道管の耐震性を確保する。

課題

能登半島地震を契機として令和6年度に新たに策定された「静岡市上下水道耐震化計画」では、上下水道施設を取水場から処理場までの一体的なシステムと捉え、特に被災時に重要な機能を担う施設を「急所施設」と位置付け、これらの施設の耐震化を優先的に進める方針が示されている。下水道施設においては、処理場及びポンプ場の揚水施設を対策の対象としており、早急な耐震化等が必要となる。



主な改定ポイント

活動目標

・災害に強く持続可能な上下水道システムを構築するため、「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、下水道の揚水施設に関する地震・津波対策を設定した。

活動指標、具体的な取組

・令和7年1月に策定した「静岡市上下水道耐震化計画」では、揚水施設の耐震化を優先事項と位置付けており、これに基づいて下水道施設の耐震等の補強工事に関する取組みを活動指標として設定した。

成果指標

・成果指標には、工事の完了には複数年を要することから、対象施設における揚水施設の地震・津波対策工事に着手した時点で、成果として評価できるように設定した。

④ 下水道施設の地震・津波対策【下水道】

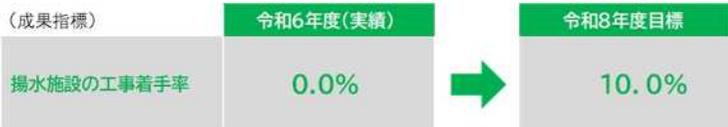
活動目標 「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、下水道施設の地震・津波対策で施設の強靱化を図り、想定される巨大地震に備え危機管理を強化します。
浄化センター・ポンプ場の揚水施設が地震や津波により被災した場合、市内のマンホール等より汚水が溢れてしまうため、「揚水施設 10 施設(6浄化センター、4ポンプ場)」の対策を優先的に実施していきます。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|-----------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 揚水施設の耐震診断 | 3施設 | 5施設 | — | — | 2施設 | 3施設 |
| 揚水施設の設計 | 0施設 | 3施設 | — | — | 1施設 | 2施設 |
| 揚水施設工事着工 | 0施設 | 1施設 | — | — | 0施設 | 1施設 |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------------|-----|-----|-----|------|-----|
| 揚水施設の耐震診断(地震・津波対策) | | | | 耐震診断 | |
| 揚水施設の設計(地震・津波対策) | | | 設計 | | |
| 揚水施設の工事(地震・津波対策) | | | | | 工事 |

成果 浄化センター・ポンプ場の揚水施設の地震・津波対策を実施することにより、災害時に揚水施設の運転を継続させることができるため、災害時の下水道機能の確保につながります。



(指標の算出方法)

(工事着手施設数 / 工事が必要な施設数(10 施設)) × 100(%)

※工事完了には複数年を要します。

※揚水施設とは、動力を用いて水を汲み揚げる施設のことをいい、下水道施設においては、浄化センターやポンプ場において汚水や雨水を汲み揚げるポンプ設備及びポンプを格納する建物のことを指します。

政策1 危機管理を強化する。

施策(1) 重要な管・施設の強靭化

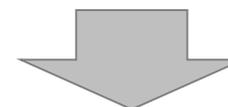
投資・財政
計画の改善

No.5

第5次中期経営計画:P23

課題

地震災害時においても下水道施設(浄化センター及びポンプ場)の機能を確保するため、下水道施設の地震・津波対策を重点的に進める必要があることから、新たな事務事業「下水道施設の地震・津波対策」を設けることとした。これに伴い、本事務事業から「下水道施設の津波対策」に関する内容を削除する。



主な改定点

活動目標

・浄化センター・ポンプ場全16施設の記載を削除

活動指標、具体的な取組

・浄化センター・ポンプ場耐津波化工事の記載を削除

成果指標

・変更なし

⑤ 下水道管の津波対策【下水道】

活動目標 「静岡市下水道施設津波対策計画」に基づき、津波対策が必要な既設の雨水管吐口*全31箇所のうち、令和8年度末までに新たに3箇所のゲート設置を完了します。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|---------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (雨水管吐口*) ゲート設置工事 | 0箇所 | 3箇所 | 1箇所 | 0箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|----------------------------|--------|-----|--------|-----------|---------------|
| 横砂 JR 南雨水管 フラップゲート*設置工事 | 施工(完了) | | | | |
| 横砂 JR 北雨水管 フラップゲート*設置工事 | | | 施工(完了) | | |
| 横砂覆盆子雨水管 フラップゲート*設置工事 | | | | 施工(完了) | |
| 三保4号雨水管 ローゲート*設置工事 | | | | 調査・設計(完了) | |
| 折戸1号雨水管 ローゲート*設置工事 | | | | 調査・設計(完了) | |
| 駒越西1号雨水管 ローゲート*設置工事 | | | | | 調査・設計 (継続) |

成果

雨水管吐口*にゲート設置工事を進めることにより、津波発生時に「津波の管路内遡上による上流域の浸水」や「土砂等の流入による管路内閉塞の流下機能低下」を防ぎます。

(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|--------|-----------|---------|
| ゲート設置率 | 0.0% | 9.6% |

政策1 危機管理を強化する。

施策(3) 災害時などの対応や体制の確立

投資・財政
計画の改善

No.6

第5次中期経営計画:P31

② 給水拠点等の整備・充実【水道】

活動目標 「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、水道の取水施設から災害拠点病院や災害対策本部、給水拠点となる避難所などの重要施設へ水を送るルートの耐震化を進めていきます。この耐震化の整備と並行して、発災時に給水車が不足することが懸念され、給水車による給水活動を代替えるため、発災後3日間で1日1人3リットルの飲用水の確保が困難な13地域※1に対し、耐震化済みの10箇所の配水池を活用し臨時給水所の整備を目指します。
※1：市内中学校区40の内13の地域(中山間地域3地区を除く)

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|---------------------|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 給水拠点の 施設整備 | 3箇所 (うち管方式1箇所) | 2箇所 | 2箇所 | — | — | — |
| 配水池を活用した 給水拠点の整備 | 1箇所 | 9箇所 | — | 4箇所 | 5箇所 | — |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------|-----------|-----|-----|-----|--------|
| 対外調整・設計 | 調査・設計(継続) | | | | |
| 整備工事(管方式) | 施工 | | | | |
| 臨時給水所整備(配水池) | 施工 | | 施工 | | 調査・検討※ |
| 位置・利用方法の周知 | 実施 | | | | |
| 自助・共助を強化する取組 | 実施(継続) | | | | |

※貯留している水に対して、飲用に適しているか調査・検討を実施する。

成果 応急給水活動を実施する給水拠点等の整備において、多様な整備手法を取り入れ、南海トラフ巨大地震等広域的災害時に耐震化されている配水池を活用することで、不足することが懸念される給水車を代替し、市内中学校区の市民に発災後3日間3リットル/人の飲用水の供給が可能となります。

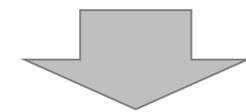
(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|-----------------------|-----------|---------|
| 配水池を活用した 臨時給水所の整備率 | 10% | 100% |

臨時給水所の整備施設数=10箇所
(指標の算出方法)
(整備済臨時給水所数/整備が必要な臨時給水所数(10箇所))×100(%)

課題

静岡市において発災が危惧されている南海トラフ地震等の広域災害の時は全国規模で給水車が不足する。そこで給水車に頼らない水の供給体制を図る上で、これまで整備してきた耐震性貯水槽や各地区の小学校の既設給水栓付受水槽を合わせても、3日後に水が足りなくなる地域が発生し、給水車による運搬給水に変わる施設を整備する必要がある。



主な改定ポイント

活動目標

・「静岡市上下水道耐震化計画」に基づき、水道の取水施設から災害拠点病院や災害対策本部などの重要施設へ水を送るルートの耐震化(線的耐震化)を進めていく。この線的耐震化の整備と並行し、発災時に給水車が不足することが懸念され、給水車による給水活動を代替えるため、発災後3日間1人1日3リットルの飲用水の確保が困難な地域に対し、耐震化済みの配水池を活用し臨時給水所の整備を目指す。

活動指標、具体的な取組

・配水池等の水道施設を活用して災害時の臨時給水所の整備を図るものであり、臨時給水所の整備により、市内中学校区40の地域において、発災から3日間で1人1日3Lの飲用水の給水が困難となる13地域に対し、耐震化済みの配水池10施設に臨時給水所を整備する。

成果指標

・応急給水活動を実施する給水拠点の整備において、多様な整備手法を取り入れることで、南海トラフ巨大地震等広域災害時に不足することが懸念される給水車の機能を代替できる配水池を活用した臨時給水所の整備に変更する。

政策2 | 持続可能に管・施設を運用する。

施策(1) 管・施設の老朽化対策

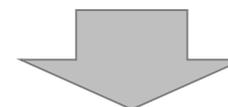
投資・財政
計画の改善

No.7

第5次中期経営計画:P33

課題

これまで想定使用年数を超過した路線を中心に整備を進めてきたが、重要施設への耐震化事業を重点的に整備するため事業量の増大が予想されるため、効率的な整備が必要となる。



主な改定ポイント

活動目標

・本市には約2,700kmのうち、法定耐用年数を超過した水道管が約900kmあることから、お客様サービスを安定的に継続していくため、有事における重要施設への水道管の耐震化に併せて、老朽化した水道管を効率的に更新していく。

活動指標、具体的な取組

・これまで土壌などの埋設状況に応じて管路ごとの使用可能な年数を設定し、超過した管路から順次更新する時間計画保全から管路情報や管路の破損履歴、土壌や道路種別などの環境データに基づきAI技術を活用し、余寿命診断を行い、寿命が短い管路を重点的に監視し、機能劣化(漏水)している管路を更新する状態監視保全に切替え、令和5年度から8年度までの間に61.5kmの水道管を更新する。

成果指標

・既設水道管にAI技術を活用し、過去の漏水履歴や整備年度に基づく余寿命診断の結果から、計画的に老朽管を更新する計画に変更する。

① 水道管の更新【水道】

活動目標

本市には約 2,700 kmのうち、法定耐用年数を超過した水道管が約 900km あることから、お客様サービスを安定的に継続していくため、老朽化した水道管を更新していきます。
令和6年度から今までの時間計画保全から水道管に AI 技術を活用し、過去の漏水履歴や整備年度に基づき水道管の余寿命を診断し、寿命が短い管路を重点的に監視する状態監視保全に切替え、機能劣化(漏水)している管路の更新を進め、令和8年度までの間に61.5kmの水道管を更新します。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|-----------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 水道管の更新工事* | 50.1km | 61.5km | 25.2km | 19.5km | 8.8km | 8.0km |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------------------------|-----------|-----|-------|-------|-----|
| 水道管の更新設計・工事 | 設計・施工(継続) | | | | |
| 水道管の AI 解析・分析・検証 (R6 から) | | | AI 解析 | 分析・検証 | |

成果

AI 技術を活用し、過去の漏水履歴や整備年度に基づく余寿命診断の結果から、計画的に老朽管の更新を促進することにより、老朽化した水道管による漏水事故や濁水の発生を軽減させて、快適な市民生活を維持していきます。

(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和5年度~令和8年度 (年目標) |
|------------|-----------|----------------------|
| 管路の更新率(年間) | 0.7% | 0.7% |

(指標の算出方法)

(管路更新延長/市内全管路延長) × 100 (%)

※管路の更新率には地震対策による耐震化延長を含む

政策2 | 持続可能に管・施設を運用する。

施策(1) 管・施設の老朽化対策

投資・財政
計画の改善

No. 8

第5次中期経営計画:P35

課題

老朽化による更新費用の増大が見込まれる中、持続可能な水道事業の実現を目指し明確な目標を定める必要がある。膨大な施設状況を客観的に把握し、評価することで中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に更新を行うマネジメントサイクルを確立していく。

② 水道施設の更新【水道】

活動目標

日常点検や法定点検の結果に基づき、劣化の程度などから設備の健全度評価を実施し、評価により、近い将来、機能の発揮が困難になると判断した設備のうち、令和8年度末までに新たに210設備の更新工事を実施します。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 機械・電気設備の 更新工事 | 115 設備 | 210 設備 | 74 設備 | 55 設備 | 41 設備 | 40 設備 |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 設備の点検・修繕 | 施工(継続) | | | | |
| 設備の更新調査・設計 | 調査・設計(継続) | | | | |
| 設備の更新工事 | 施工(継続) | | | | |

成果

これまで実施している日常点検や法定点検に加え、設備の劣化具合を健全度評価を用いて詳細に判定することで、機能不全が発生する前に修繕や更新を実施することができ、水道の給水の停止を未然に防ぎます。

(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|---------------------------|-----------|---------|
| 設備の老朽化に起因する、 水道の給水停止日数 | 0日 | 0日 |

主な改定ポイント

活動目標

・水道施設の設備更新の方針について、これまでは更新計画に基づく時間計画保全としてきたが、令和7年度から機械設備については、日常点検や法定点検に基づき、劣化の程度などから設備の健全度評価を実施し、近い将来、機能の発揮が困難になると判断した設備を更新することとする。

活動指標、具体的な取組

・設備更新の方針を変更し、設備更新数を218設備から210設備に最適化した。
・設備情報や保守、点検、調査、故障等の維持管理情報を蓄積し、これをもとに設備の健全度を評価し設備の更新を実施する。

成果指標

・持続可能な水道事業の実現を目指した成果指標(アウトカム)に変更はない。より具体的な取組(健全度評価)について一部記載変更する。

政策2 | 持続可能に管・施設を運用する。

施策(2) 管・施設の効率化

③ 水道管・施設の漏水対策【水道】

活動目標 水道管総延長約 2,700kmのうち、送水管・配水本管・配水管の漏水調査を行うとともに水道施設内についても計画的に漏水調査を行い、積極的な漏水対策を実施します。
また、新しい技術の導入として、令和6年度に人工衛星データ等のAI解析による水道管の漏水リスク評価を行い、その評価結果を基に、漏水リスクの高い箇所に調査範囲を絞り込み、市民生活に影響する大規模な漏水の早期回避を図っていきます。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|-------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 管調査延長 | 7,443km | 6,105km | 2,477km | 1,168km | 1,230km | 1,230km |
| 施設調査数 | — | 23施設 | 3施設 | 9施設 | 11施設 | — |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-------------|------------|-----|-----|-------|
| 水道管の漏水調査 | 実施(継続) | | | | |
| 水道管の漏水修繕 | 施工(継続) | | | | |
| 水道施設の漏水調査 | 調査方法 の確立 | 実施・調査方法の検討 | | | 新たな取組 |
| 水道施設の漏水修繕 | 施工 | | | | |

成果 水道管の漏水を発見して修繕することにより、大規模な漏水発生時に発生する水圧低下や断水等における市民生活への影響を早期回避します。

| (成果指標) | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|----------------------|-----------|----------|
| 断水が1日以上となる 漏水事故件数 | 0件 | 0件 |
| (参考指標) | 令和4年度(実績) | 令和10年度目標 |
| 有収率* | 82.3% | 90.0% |

※参考指標の有収率については、投資事業における重要な業務指標であることから毎年度実績を報告します。

課題

第5次中期経営計画:P45

漏水対策として実施する漏水調査は、道路下の水道管の漏水音を確認する「路面音聴調査」を実施してきた。また、新たな技術の導入として、衛星データ等をAI解析により水道管の漏水リスクを評価する手法を取り入れ、漏水リスクの高い箇所に調査範囲を絞り込み、漏水調査の効率化に努める必要がある。

主な改定ポイント

活動目標

・新しい技術の導入として、人工衛星データ等のAI解析による水道管の漏水リスク評価を行い、その評価結果を基に、漏水リスクの高い箇所に調査範囲を絞り込み、効率化と漏水箇所の早期発見、修繕を早期に完了させる。

活動指標、具体的な取組

・令和6年度に人工衛星データ等のAI解析による水道管の漏水リスク評価を行い、その評価結果を基に、漏水リスクの高い箇所に調査範囲を絞り込んだため、令和6年度から8年度までの管調査延長を変更する。

成果指標

・漏水調査の効率的な実施を目的として、AIを活用した漏水リスク評価を導入した。このリスク評価に基づき、漏水の可能性が高いと判定された地区を調査対象とすることで、効率的な漏水対策が可能となった。これに伴い、大規模な漏水発生時に発生する水圧低下や断水等における市民生活への影響を早期回避することを成果指標とした。

政策3 信頼される経営を確立する。

施策(2) 財政の健全化

第5次中期経営計画:P61

① 企業債残高の適正な管理【共通】

活動目標

将来の支払利息が過大とならないよう、企業債^{*}残高を適正に管理します。
※企業債とは・・・管や施設の新規整備、改築・更新などの費用に充てるために、国等から長期で借り入れる借金のこと。

(活動指標)

| 実施内容 | 1~4年度 (実績) | 5~8年度 計 | 5年度 (目標) | 6年度 (目標) | 7年度 (目標) | 8年度 (目標) |
|---------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 水道事業 企業債借入額(上段) | 85 億円 | 167 億円 | 55 億円 | 36 億円 | 39 億円 | 37 億円 |
| 元金償還額(下段) | 94 億円 | 92 億円 | 23 億円 | 23 億円 | 23 億円 | 23 億円 |
| 下水道事業 企業債借入額(上段) | 343 億円 | 366 億円 | 129 億円 | 81 億円 | 76 億円 | 73 億円 |
| 元金償還額(下段) | 422 億円 | 376 億円 | 105 億円 | 93 億円 | 89 億円 | 89 億円 |

| 具体的な取組 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 適正な企業債の借入・償還 | 実施(継続) | | | | |

成果

企業債残高を適正に管理し、将来の支払利息を抑制することにより、事業を安定的に継続することができます。

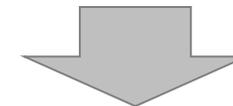
(成果指標)

| | 令和4年度(実績) | 令和8年度目標 |
|------------------|-----------|----------|
| 年度末における 企業債残高 | 437 億円 | 511 億円 |
| 上段:水道/下段:下水道 | 1,388 億円 | 1,371 億円 |

※投資・財政計画確定後に修正(令和7年度内修正)

課題

- ・物価、建築資材、労務単価等の高騰により維持管理費が増加しており、コスト削減等による経営改善を行う必要がある。
- ・今後、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、概ね15年間で管や施設の耐震化を完了することを目標としたことにより増加する建設事業費について、資金の確保が課題となっている。



主な改定ポイント

活動目標

- ・変更なし

活動指標、具体的な取組

- ・コスト削減策として、令和6年度企業債借入分から元金償還の5年据置を取りやめ、借入の翌年度から償還を開始することにより、元金償還額を変更する予定。
- ・今後、耐震化事業を加速して実施していくことに伴い増加する建設事業費について、料金改定を含めた資金の確保を検討することにより、企業債借入額を変更する予定。

成果指標

- ・活動指標の変更に合わせ成果指標を変更予定。

静岡市上下水道事業経営協議会(料金改定に係る議論) スケジュール

| 開催 | 日時 | 説明、議題(予定) | 委員の皆様 に 議論いただきたい内容(予定) |
|-----|--------------------------|--|---|
| 第2回 | 7月25日(金) 13:30~16:00 | ・改定の経緯 ・投資計画、財政計画 ・改定周期、平均改定率 | ・改定周期、平均改定率について |
| 第3回 | 8月29日(金) 13:30~16:00 | ・改定の方向性 (料金体系の考え方、利用者間の 負担バランス等) ・具体的な料金・使用料設定案 | ・(前回の議論を踏まえて) 改定の方向性について ・具体的な料金・使用料設定について |
| 第4回 | 10月31日(金) 13:30~16:00 | ・具体的な料金・使用料設定案 (前回の議論を踏まえた修正案) ・意見書の内容案 | ・(前回の議論を踏まえて) 具体的な料金・使用料設定について ・意見書の内容案について |
| 第5回 | 12月19日(金) 13:30~16:00 | ・意見書の内容案 | ・意見書の決定について |

※上記内容は現時点での想定スケジュールであり、議論の進捗等により今後変更する可能性があります。

令和7年度 第2回 静岡市上下水道事業経営協議会

議題2 水道料金・下水道使用料改定について

2025.7.25

目次

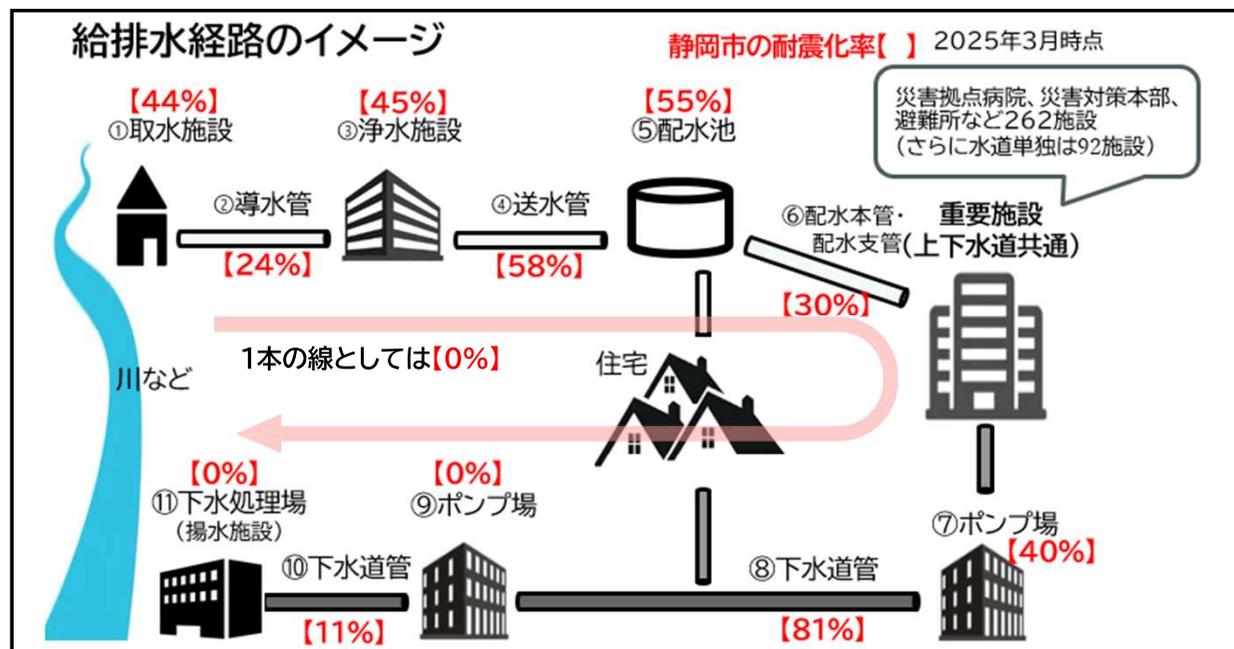
1. 静岡市水道料金・下水道使用料改定の経緯
 2. 静岡市上下水道事業の投資計画
 3. 公営企業の料金・使用料の考え方
 4. 財政計画の考え方
 5. 水道事業の財政計画(料金改定を行わない場合)
 6. 下水道事業の財政計画(料金改定を行わない場合)
 7. 静岡市水道料金・下水道使用料改定の検討
 8. 改定周期の考え方
 9. 改定の方向性
- ほか、参考資料1～6

1. 静岡市水道料金・下水道使用料改定の経緯

●改定の経緯

・静岡市は、能登半島地震の経験から、地震による上下水道の被害の深刻さと復旧までに想定以上に時間を要することを認識しました。また、大災害時においても早い段階で市民が一定の給排水サービスを利用できるようにすることが重要であることから、最重要な給排水経路を選択して、取水から排水処理までの一本の線（給排水経路）がつながっているという状態を確保する上下水道一体の『選択的線的耐震化』の重要性を改めて認識しました。

・その認識のもとで、静岡市の上下水道の耐震化の状態を再評価したところ、大きな弱点があることがわかりました。それは、従来の耐震化の取組みでは、水道事業・下水道事業それぞれで優先すべき管路等を決定していたため、上下水道一体の一本の線としての耐震化が進んでいないことです。現状では非耐震管が各地区に点在し、大地震の後、一本の給排水経路のどこかに損壊が発生すると、その経路上の全ての地区で給排水ができない状態となる恐れがあります。



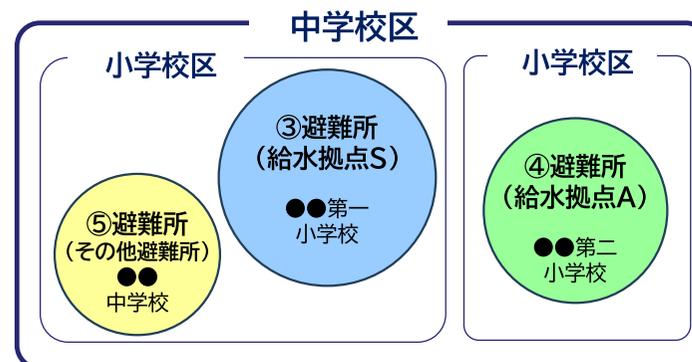
1.静岡市水道料金・下水道使用料改定の経緯

・南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が80%に引き上げられたこともあり、耐震化を加速することが必要です。このため、現在の耐震化の状況と必要な工事期間等から事業計画を見直しました。
 ・具体的には、「2035年の目指す姿」を、災害時においても災害拠点病院、災害対策本部、中学校区1箇所の避難所(給水拠点)にて給排水ができる状態とし、2036年以降は各地区の給水拠点を増やし、2040年には小学校区に最低1箇所の避難所(給水拠点)において給排水ができる状態とすることとしました。

| いつまでに | 優先順位 | 種別 | 施設名称 | 上下共通施設数 | 水道単独 |
|-------|------|------|----------------------|---------|------|
| 2035年 | ① | 人命 | 災害拠点病院、救護病院、透析病院 | 15 | 3 |
| | ② | 指令機能 | 災害対策本部(県・市庁舎、警察、消防等) | 21 | 1 |
| | ③ | | 避難所(給水拠点S)中学校区に1か所 | 30 | 7 |
| 2040年 | ④ | 避難生活 | 避難所(給水拠点A)小学校区に1か所 | 25 | 8 |
| 以降 | ⑤ | | その他避難所等 | 171 | 73 |

計262 計92 合計354

《中学校区内避難所の整備順イメージ》



⇒③避難所(給水拠点S)
 ⇒④避難所(給水拠点A)
 ⇒⑤避難所(その他避難所)の順に整備

【給水拠点S】災害時に最優先で復旧する給水拠点
 中学校区の避難所のうち1か所に設置
 【給水拠点A】災害時に給水拠点Sの次に復旧する給水拠点
 小学校区の避難所のうち1か所に設置

・一方、近年の物価や労務単価等の高騰により経営に必要な費用が増加している中、従前から行っている老朽化対策も進める必要があります。

・老朽化対策に加え、耐震化事業を2040年までの期間で集中投資し実施していくにあたり、将来の財政見通しを試算したところ、水道料金・下水道使用料を改定する必要が生じました。

2. 静岡市上下水道事業の投資計画

《耐震化の事業計画》 ～加速して集中投資するための目標を設定～

| 優先順位 | 種別 | 施設名称 | 2035年まで | 2040年まで |
|------|------|----------------------|---------|---------|
| ① | 人命 | 災害拠点病院、救護病院、透析病院 | → | → |
| ② | 指令機能 | 災害対策本部(県・市庁舎、警察、消防等) | → | → |
| ③ | 避難生活 | 避難所(中学校区内に1か所) | → | → |
| ④ | | 避難所(小学校区内に1か所) | → | → |
| ⑤ | | その他避難所等 | → | → |

今後、南海トラフ地震が発生する可能性を踏まえ、耐震化を加速する。

耐震化を進め、2035年までに中学校区内1か所の給排水を確保。

上下水道 ※一部、施工困難な下水道の耐震化は除く。

《耐震化の事業費》 ～加速して集中投資するための事業費～

| | 2035年まで | 2040年まで | 2040年以降 | 合計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 水道 | 700億円 | 293億円 | 29億円 | 1,022億円 |
| 下水道 | 378億円 | 138億円 | 110億円 | 626億円 |
| 合計 | 1,078億円 | 431億円 | 139億円 | 1,648億円 |

15年間の投資集中期間 (2025-2040まで) 計 1,509億円

このほか、継続して実施する事業

老朽化対策、浸水対策(下水道)等

維持管理経費

物価・建設資材、労務単価等が高騰

水道:681億円 下水道:1,440億円 事業費合計:2,121億円

水道:1,921億円 下水道:3,500億円 事業費合計:5,421億円

※その他、企業債(借入金)に対する償還金も必要
水道:540億円
下水:1,366億円
合計:1,906億円

3. 公営企業の料金・使用料の考え方

独立採算の原則

- 公営企業の経費については、以下の経費を除き、経営に伴う収入をもって充てることとされている。(地方公営企業法第17条の2 第2項、地方財政法第6条)
- ・ その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - ・ 当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- ※上記の経費については、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担することとされている。(地方公営企業法第17条の2第1項)

下水道事業における費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が原則。ただし、下水道の公共的役割(生活環境の改善や公共用水域の水質保全等)に鑑み、汚水に係る費用の一部については公費負担するものとされている。

【雨水公費の原則】

- 雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
 - ・ 雨水維持管理費については、普通交付税により措置。
 - ・ 雨水資本費については、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して普通交付税により措置。

【汚水私費の原則】

- 汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費(使用料)により負担。
 - ・ このため、合流式下水道の資本費のうち、汚水分は私費(使用料)が負担するとの考え方
- ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費は、合流式下水道と比較して高コストとなるが、環境改善効果が高く、公的な便益が認められることから、私費(使用料)のみではなく、一部を公費により負担。
 - ・ 分流式下水道の資本費については、人口密度に応じて経費の状況が異なることを踏まえ、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて普通交付税により措置。

4. 財政計画の考え方

● 財政計画の作成にあたって

耐震化の投資集中期間(2025～2039年度の15年間)の収支見通し(財政計画)の作成にあたっては、次の考え方で経費や財源を見込んだ。

・主な経費の見込み方

人件費

静岡市人事委員会の勧告内容の過去10年間(2015年～2024年)の給与改定平均率0.69%を給与改定上昇率とし、2025年度当初予算額をベースに、2026年度以降、毎年ごと乗じて算出した。

物件費(委託料、修繕費)

「中長期の経済財政に関する試算(内閣府2024年7月)」の成長以降ケースにおける名目GDPと実質GDPの差である物価上昇率1.4%を、2025年度当初予算額をベースに、2026年度以降、毎年ごと乗じて算出した。

動力費、薬品費

2025年度当初予算額を「2025年度見込み年間配水量」で除して、1m³あたりの動力費または薬品費の単価を算出し、2026年度以降、毎年ごとの「見込み年間配水量」に単価を乗じて算出した。

建設工事費

「建設工事費デフレーター(国土交通省)」のデータを参考に、建設工事費における今後の物価上昇率を労務単価の上昇分も含めて10%と見込み算出した。

・主な財源の見込み方

料金・使用料

基本料金は口径別延戸数、従量料金は使用水量で算出。令和5年の決算値を元に、給水戸数(排水戸数)は世帯推計率を加味し、使用水量(排水量)推測に人口減少率を加味し算出した。

企業債

企業債と料金・使用料収入で確保する資金のバランスを検討。水道事業については、将来の市民にも便益がある耐震化に係る事業費に対してのみ充当率100%で算出した。下水道事業は起債の償還にあたり、交付税措置があるため、投資的工事等の事業費に対し充当率100%で算出した。

※これらのほか、国庫補助金の活用、コスト縮減による経営努力等を考慮し、財政計画を作成した。

4. 財政計画の考え方

水道、下水道 投資・財政計画(2025年度～2039年度)の財源試算について

| | 水道 | 下水道 | 上下水道合計 |
|-----------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 1総費用((1)～(2)) | 4,135億円 | 6,822億円 | 10,957億円 |
| (1)投資費用(①+②+③) | 2,214億円 | 3,322億円 | 5,536億円 |
| ①耐震化対策 | 993億円 | 516億円 | 1,509億円 |
| ②老朽化対策等 | 681億円 | 1,440億円 | 2,121億円 |
| ③企業債償還 | 540億円 | 1,366億円 | 1,906億円 |
| (2)維持管理経費 | 1,921億円 | 3,500億円 | 5,421億円 |
| 2財源合計((1)～(5)) | 3,538億円 | 6,388億円 | 9,926億円 |
| (1)国庫補助金 | 108億円 | 319億円 | 427億円 |
| (2)企業債 | 885億円 | 1,334億円 | 2,219億円 |
| (3)その他(一般会計繰入金等) | 229億円 | 2,197億円 | 2,426億円 |
| (4)留保資金 | 986億円 | 1,291億円 | 2,277億円 |
| (5)水道料金・下水道使用料 | 1,330億円 | 1,247億円 | 2,577億円 |
| 3財源必要額(1-2) | 597億円 | 434億円 | 1,031億円 |

※留保資金

事業によって調達した利益剰余金等の企業内に蓄積した財源。資本的収支の収入不足額の補てんに用いられる。

投資・財政計画15年間の
費用総額 10,957億円



投資・財政計画15年間の
財源総額 9,926億円



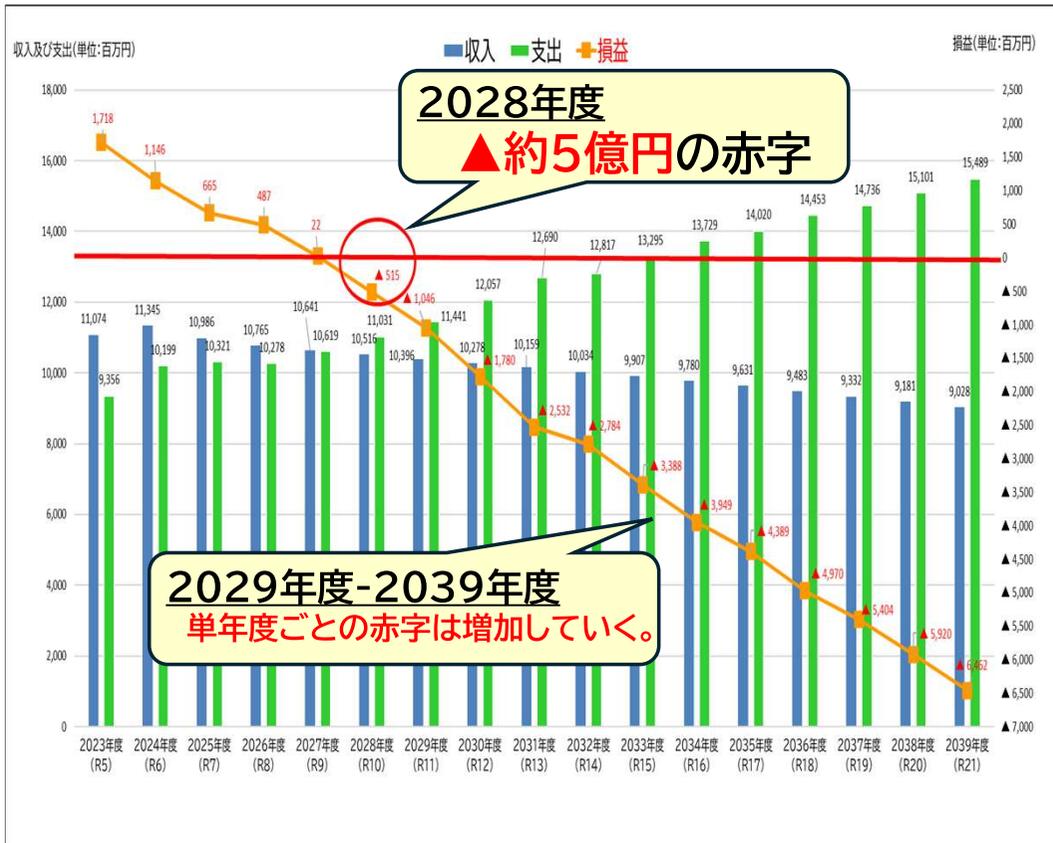
水道料金、下水道使用料
収入として必要な額
総額 1,031億円

上下水道合わせて料金・使用料の改定が必要

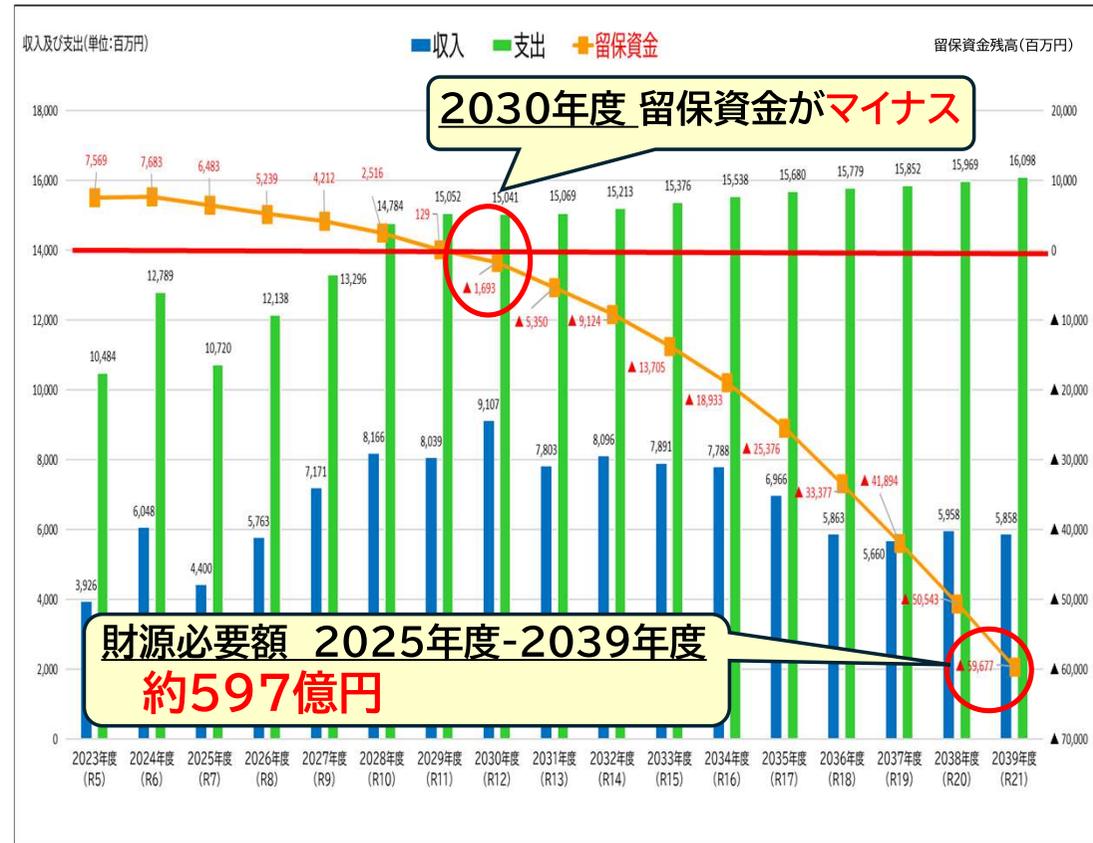
5. 水道事業の財政計画(料金改定を行わない場合)

2026年(令和8年度)に料金改定を行わない場合、収益的収支は2028年(令和10年度)に約5億円の赤字となる。また、2030年(令和12年度)に留保資金がマイナスとなり、投資事業が実施出来なくなる見込み。

収益的収支



資本的収支

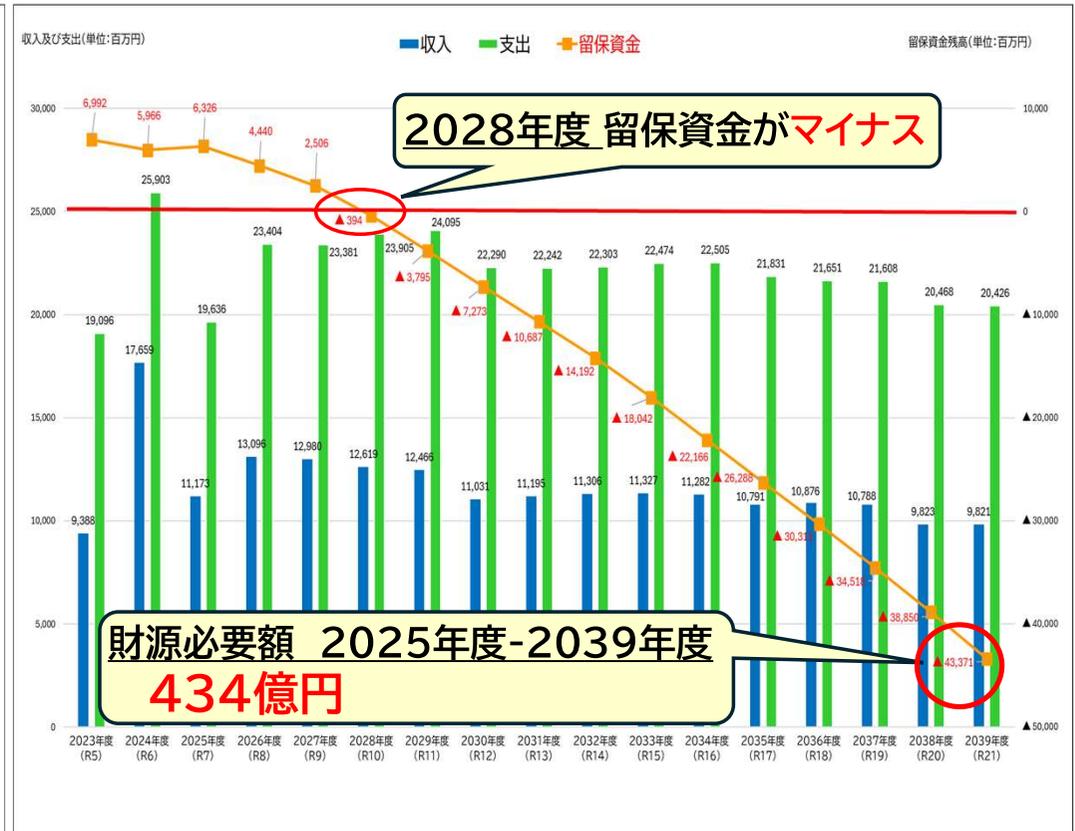
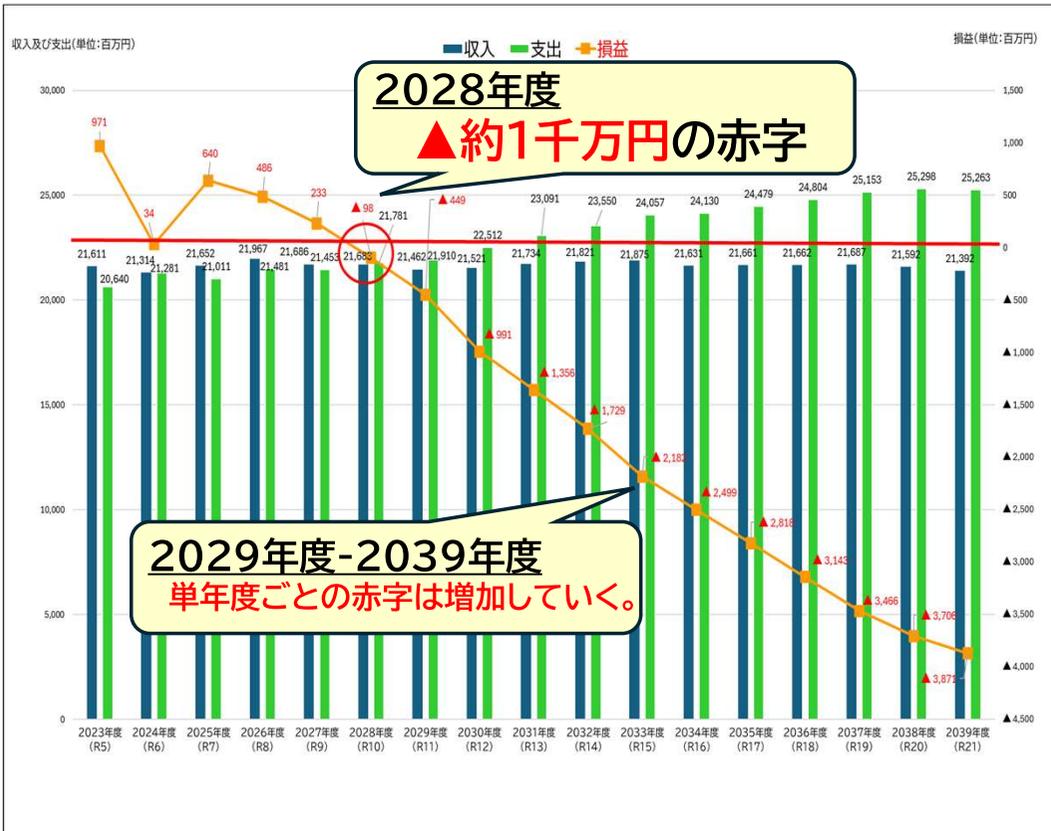


6. 下水道事業の財政計画(使用料改定を行わない場合)

2026年(令和8年度)に料金改定を行わない場合、収益的収支は2028年(令和10年度)に約1千万円の赤字となる。また、同じ年に留保資金もマイナスとなり、投資事業が実施出来なくなくなる見込み。

収益的収支

資本的収支



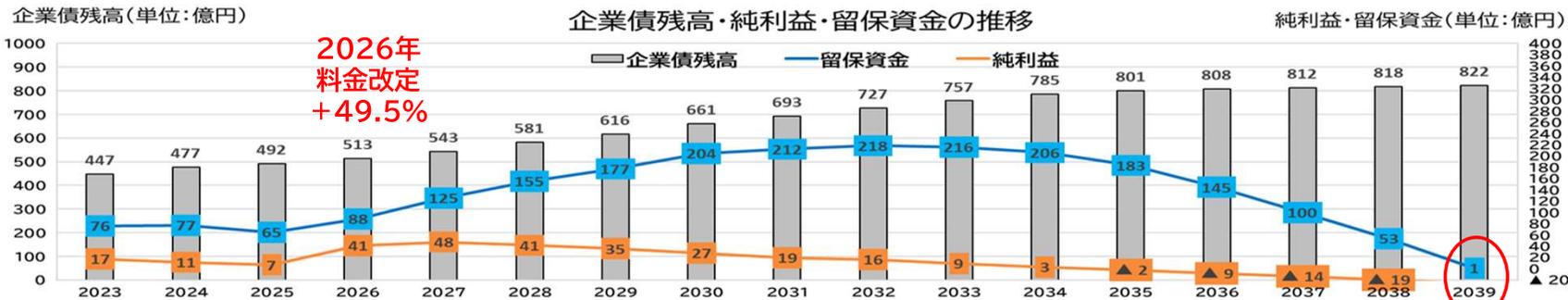
7. 静岡市水道料金・下水道使用料改定の検討

・耐震化の投資集中期間に必要な財源(水道事業約597億円、下水道事業約434億円)を15年間で1度の改定(2026年6月)とする場合
 ※収益的収支は赤字を許容しつつ、投資の財源となる留保資金は事業継続のためマイナスとならないことを条件としている

平均改定率※で
 水道料金は約+50%、下水道使用料は約+40%の改定が必要

※平均改定率
 料金・使用料収入の総額が、改定前後でどの程度増減するかを表す割合。個々の利用者が支払う料金・使用料の実際の改定率は、使用した水量や水道メーターの口径の大小によって異なる。

・水道事業(15年間で1度の改定の場合)の財政見通し



※水道事業は、料金改定を約50%としたとしても、15年間で企業債残高は増加傾向となる

・下水道事業(15年間で1度の改定の場合)の財政見通し



留保資金残高・・・次年度にはマイナス

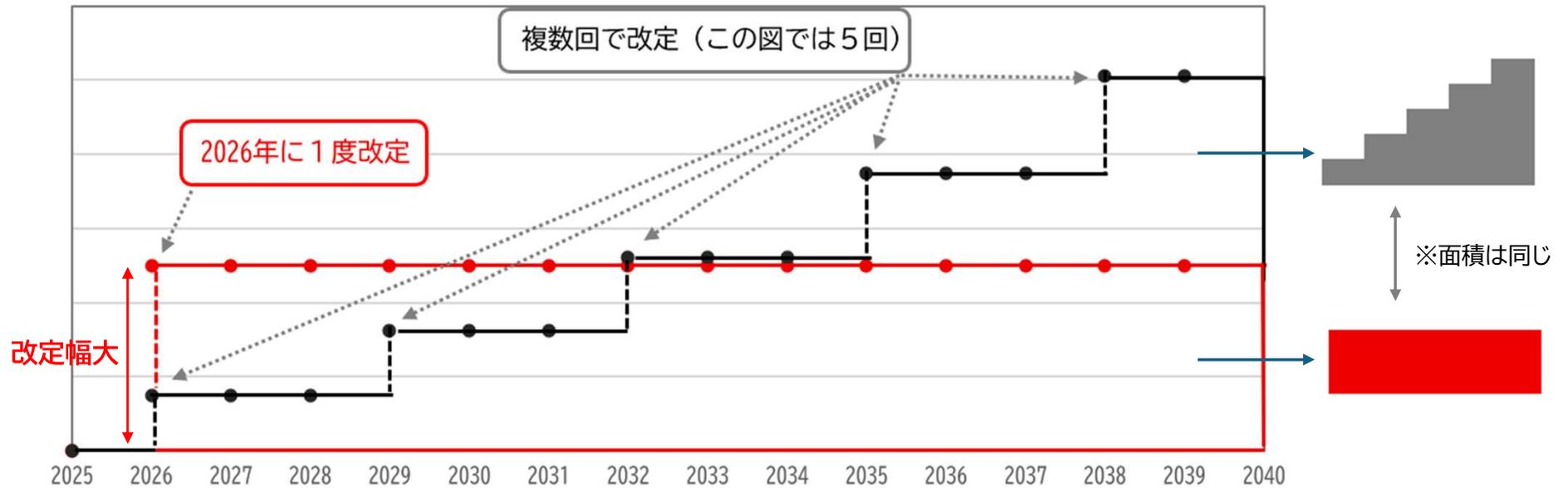
※下水道事業は、約40%の改定で15年間の企業債残高はほぼ横ばいとなる

7. 静岡市水道料金・下水道使用料改定の検討

15年間で1度の改定の場合では改定額が大きいことと、世代間の負担の公平性を考慮し、投資集中期間(15年間)を3~5年で分割し、段階的に複数回改定することとする。

※世代間の負担の公平性:その時点で必要な経費をその時居住している市民で負担するという考え方

●改定回数のイメージ



※15年間の水道料金・下水道使用料の収入総額はほぼ同じ額となります。

8. 改定周期の考え方

| 共通事項 |
|---|
| <p>1 料金算定期間の設定に求められる要素</p> <p>① 料金・使用料負担の期間的公平性</p> <p>利用者が支払う料金・使用料と受けるサービスは均衡したものでなければならぬ。</p> <p>このためには、料金・使用料算定期間を短くすることで、経済の推移や給水需要の動向など、予測に伴う不確定要素をできるだけ排除し、原価(費用)を的確に把握する必要がある。</p> <p>② 料金・使用料の期間的安定性</p> <p>料金・使用料は日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。</p> <p>2 日本水道協会の算定期間の考え方(参考)</p> <p>上記1①②の相矛盾する要素の均衡を保つ必要があり、料金・使用料の安定性、期間的な負担の公平、原価(費用)把握の妥当性及び水道・下水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮した場合、3から5年程度を基準に設定することが妥当といえる。</p> |

| 改定周期(算定期間) | 改定時期 改定率 | メリット | デメリット |
|--|--|--|--|
| <p>3年ごと (3年間)</p> <p>令和7~9年度 令和10~12年度 令和13~15年度 令和16~18年度 令和19~21年度</p> | <p>水道・下水道</p> <p>令和7年度 15%・15% 令和10年度 15%・15% 令和13年度 15%・15% 令和16年度 15%・15% 令和19年度 15%・15%</p> | <p>①各回の改定率が低く、利用者の負担感は小さい</p> <p>②各回の改定時において、直近の決算を反映した資金の余剰や不足を踏まえて改定率を検討でき、より適切な金額を設定できる</p> <p>③見直す回数が多いため、社会情勢の変化や、事業進捗に応じた計画の見直しに対応しやすい</p> | <p>①利用者が頻繁に値上げしているとの印象を持つ</p> <p>②市にとって期間的安定性ではやや劣る</p> <p>③改定の回数が多いため、事務の手間や経費がかかる</p> |
| <p>5年ごと (5年間)</p> <p>令和7~11年度 令和12~16年度 令和17~21年度</p> | <p>水道・下水道</p> <p>令和7年度 23%・22% 令和12年度 23%・22% 令和17年度 23%・22%</p> | <p>①改定の回数が少なく、頻繁に値上げしているとの印象はもたれにくい</p> <p>②市にとって期間的安定性は確保できる</p> <p>③改定の回数が少ないため、改定に係る事務の手間や経費はかからない</p> | <p>①各回の改定率が高く、利用者の負担感が大きい</p> <p>②各回の改定時において、直近の決算を反映できない</p> <p>③社会状況の急変に より資金の不足が生じた場合に対応が困難</p> |

8. 改定周期の考え方

事務局案

【改定周期は3年】

15年間での線的耐震化を推進していく中で、より短い周期(3年間)で料金改定を行っていくことにより、社会情勢の変化や、事業進捗に応じた費用負担とすることが出来る。

また、1回の改定率は3年で行う方が他の周期よりも抑えられ、市民の改定1回あたりの負担は小さくすることが出来る。

① 水道料金

| 改定周期 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 |
|------|------|--------|------|------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|--------|------|--------|------|
| 3年 | | +15.3% | | | +15.3% | | | +15.3% | | | +15.3% | | | +15.3% | |
| 4年 | | +19.1% | | | +19.1% | | | | | +19.1% | | | | +19.1% | |
| 5年 | | +23.3% | | | | | +23.3% | | | | | +23.3% | | | |

② 下水道使用料

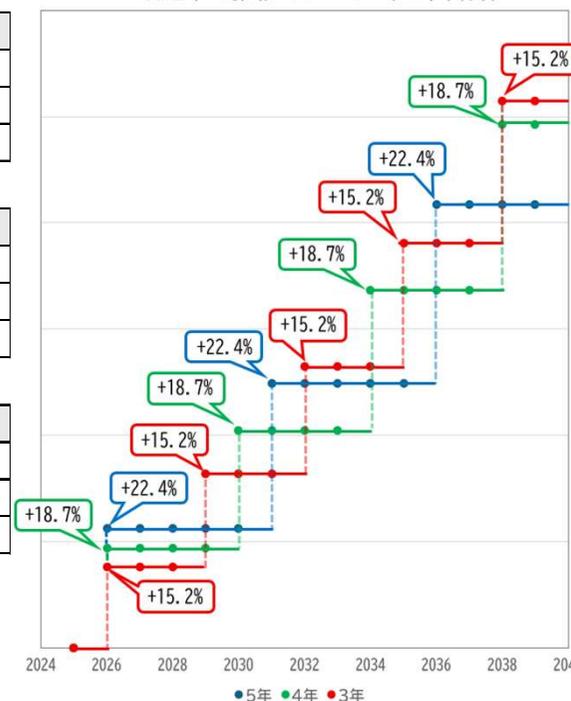
| 改定周期 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 |
|------|------|--------|------|------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|--------|------|--------|------|
| 3年 | | +15.2% | | | +15.2% | | | +15.2% | | | +15.2% | | | +15.2% | |
| 4年 | | +18.4% | | | +18.4% | | | | | +18.4% | | | | +18.4% | |
| 5年 | | +21.6% | | | | | +21.6% | | | | | +21.6% | | | |

③ 水道料金と下水道使用料の合算

| 改定周期 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 |
|------|------|--------|------|------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|--------|------|--------|------|
| 3年 | | +15.2% | | | +15.2% | | | +15.2% | | | +15.2% | | | +15.2% | |
| 4年 | | +18.7% | | | +18.7% | | | | | +18.7% | | | | +18.7% | |
| 5年 | | +22.4% | | | | | +22.4% | | | | | +22.4% | | | |

※改定率は、15年間の投資集中期間の経費を改定周期によって、改定毎に同率となるように設定した。

改定率の推移イメージ（上下合算）



9. 改定の方向性

●料金体系について

・現行水道料金表

基本料金と従量料金からなる二部料金制

| 口径 | 基本料金 (円/月) | 従量料金 (円/m ³) | | | | | |
|-------|---------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|
| | | 1~10 m ³ | 11~20 m ³ | 21~50 m ³ | 51~100 m ³ | 101~ 500m ³ | 501m ³ ~ |
| 13mm | 770 | | | | | | |
| 20mm | 1,100 | | | | | | |
| 25mm | 2,882 | | | | | | |
| 30mm | 5,764 | 66.0 | 117.7 | 156.2 | 181.5 | 201.3 | 214.5 |
| 40mm | 11,407 | | | | | | |
| 50mm | 20,427 | | | | | | |
| 75mm | 51,722 | | | | | | |
| 100mm | | | | | | | |
| 150mm | | | | | | | |
| 200mm | | | | | | | |

水道の基本料金は口径別料金(下水道は基本的に同一口径のため口径別料金にしている)

・現行下水道使用料表

基本使用料と従量使用料からなる二部料金制

| 基本 使用料 (円/月) | 従量使用料 (円/m ³) | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|-------------------------|
| | 0~10 m ³ | 11~20 m ³ | 21~30 m ³ | 31~50 m ³ | 51~ 100m ³ | 101~ 200m ³ | 201~ 500m ³ | 501~ 1000m ³ | 1001m ³ ~ |
| 1,017.5 | 38.5 | 137.5 | 159.5 | 176.0 | 192.5 | 209.0 | 220.0 | 231.0 | 242.0 |

従量料金は、大量利用者に合わせた施設を整備する必要から、使用水量が多くなるほど単価が高くなる「逦増料金制」としている

- ・基本料金と従量料金からなる現行料金・使用料体系(水道は口径別)は、水道・下水道とも創設時から、水道の口径別は旧静岡市は1997年から、全市的には2008年から採用されている。
- ・他都市(19政令市及び21県内市町)でも、基本料金と従量料金からなる体系を全市町で、水道の口径別も大阪市と川崎市を除く全市町で採用している。
- ・従量料金の設定では、静岡市は使用水量が多いほど単価が高くなる体系(逦増料金制)を採用しており、他都市(19政令市及び21県内市町)においても全市町が採用している。

⇒以上により、現行の料金体系は静岡市も含め広く受け入れられているため、基本料金と従量料金(水道は口径別)と逦増料金制の現体系を踏襲する。

【参考1】 水道料金・下水道使用料の変遷

【水道料金】

H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 R4

・ H9.4
・ 消費税5%

・ H26.4
・ 消費税8%

・ R1.10
・ 消費税10%

| | | | | | |
|-----|----------------------|------------------------|----|--------------|-----------------|
| 静岡市 | H9.4 +16.05% | H13.4 +8.48% | 合併 | 一元化 △3.2% | R2.10 +14.8% |
| 清水市 | H9.4 +22.15% | | 合併 | | |
| 蒲原町 | H8.4 +12.1% | H11.10 +14.8% 合併 | | | |
| 由比町 | H9.6 +10.4% 合併 | | | | |

【下水道使用料】

H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3

・ H9.4
・ 消費税5%

・ H26.4
・ 消費税8%

・ R1.10
・ 消費税10%

| | | | | |
|-----|----------------|-----------------|----|--------------|
| 静岡市 | H8.6 +29.5% | H12.5 +20.0% | 合併 | 一元化 +3.3% |
| 清水市 | H8.6 +31.2% | H12.5 +27.0% | 合併 | |

【参考2】水道料金の大都市比較(20政令市+東京都の21都市)

大都市との比較では、各使用量において平均以下となっており、特に中量、大量使用者は最も安価となっている。

大都市水道料金の比較(税込み・1か月・令和7年4月1日現在)※相模原市、浜松市、名古屋市は令和7年10月改定予定分

| 少量 | | | | | | 中量 | | | | | | 大量 | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|-----------------------|-------|-------|------------------------|-------|--------|------------------------|-------|---------|-------------------------|-------|---------|-------------------------|-------|-----------|
| 20mm/10m ³ | | | 20mm/20m ³ | | | 25mm/100m ³ | | | 40mm/500m ³ | | | 50mm/1000m ³ | | | 75mm/5000m ³ | | |
| 順位 | 都市名 | 水道料金 | 順位 | 都市名 | 水道料金 | 順位 | 都市名 | 水道料金 | 順位 | 都市名 | 水道料金 | 順位 | 都市名 | 水道料金 | 順位 | 都市名 | 水道料金 |
| 1 | 新潟市 | 3,575 | 1 | 新潟市 | 5,005 | 1 | 福岡市 | 34,749 | 1 | 福岡市 | 245,938 | 1 | 福岡市 | 530,486 | 1 | 福岡市 | 2,957,746 |
| 2 | 仙台市 | 2,255 | 2 | 仙台市 | 4,290 | 2 | 札幌市 | 34,045 | 2 | 千葉市 | 213,900 | 2 | 千葉市 | 465,310 | 2 | 横浜市 | 2,470,820 |
| 3 | 岡山市 | 1,738 | 3 | 札幌市 | 3,652 | 3 | 千葉市 | 30,910 | 3 | さいたま市 | 203,720 | 3 | さいたま市 | 446,710 | 3 | 千葉市 | 2,426,280 |
| 4 | 福岡市 | 1,650 | 4 | さいたま市 | 3,498 | 4 | さいたま市 | 30,525 | 4 | 横浜市 | 202,895 | 4 | 横浜市 | 433,455 | 4 | 相模原市 | 2,365,270 |
| 5 | 千葉市 | 1,600 | 5 | 岡山市 | 3,366 | 5 | 横浜市 | 30,412 | 5 | 札幌市 | 198,110 | 5 | 東京都 | 431,992 | 5 | さいたま市 | 2,237,840 |
| 6 | さいたま市 | 1,573 | 6 | 福岡市 | 3,355 | 6 | 相模原市 | 28,161 | 6 | 神戸市 | 186,615 | 6 | 札幌市 | 403,700 | 6 | 東京都 | 2,236,985 |
| 7 | 名古屋市 | 1,529 | 7 | 千葉市 | 3,250 | 7 | 名古屋市 | 27,808 | 7 | 東京都 | 186,521 | 7 | 神戸市 | 393,855 | 7 | 神戸市 | 2,152,425 |
| 8 | 熊本市 | 1,529 | 8 | 名古屋市 | 3,124 | 8 | 堺市 | 25,740 | 8 | 相模原市 | 180,303 | 8 | 相模原市 | 376,437 | 8 | 札幌市 | 2,085,600 |
| 9 | 浜松市 | 1,485 | | 平均 | 3,071 | | 平均 | 24,990 | 9 | 名古屋市 | 179,663 | 9 | 名古屋市 | 368,885 | 9 | 大阪市 | 1,928,212 |
| | 平均 | 1,468 | 9 | 相模原市 | 3,070 | 9 | 仙台市 | 24,970 | | 平均 | 166,839 | | 平均 | 355,984 | 10 | 川崎市 | 1,921,518 |
| 10 | 札幌市 | 1,452 | 10 | 横浜市 | 3,017 | 10 | 広島市 | 24,623 | 10 | 堺市 | 165,220 | 10 | 大阪市 | 353,012 | | 平均 | 1,891,445 |
| 11 | 静岡市 | 1,430 | 11 | 京都市 | 3,014 | 11 | 神戸市 | 24,475 | 11 | 大阪市 | 164,912 | 11 | 川崎市 | 350,718 | 11 | 名古屋市 | 1,846,504 |
| 12 | 東京都 | 1,408 | 12 | 熊本市 | 3,014 | 12 | 岡山市 | 23,232 | 12 | 仙台市 | 162,855 | 12 | 堺市 | 347,820 | 12 | 堺市 | 1,819,620 |
| 13 | 相模原市 | 1,370 | 13 | 神戸市 | 2,926 | 13 | 川崎市 | 22,918 | 13 | 川崎市 | 162,068 | 13 | 仙台市 | 339,845 | 13 | 広島市 | 1,727,055 |
| 14 | 堺市 | 1,122 | 14 | 東京都 | 2,816 | 14 | 京都市 | 22,033 | 14 | 広島市 | 160,902 | 14 | 広島市 | 336,050 | 14 | 仙台市 | 1,718,585 |
| 15 | 神戸市 | 1,111 | 15 | 浜松市 | 2,706 | 15 | 熊本市 | 21,824 | 15 | 熊本市 | 143,935 | 15 | 熊本市 | 308,385 | 15 | 北九州市 | 1,683,165 |
| 16 | 北九州市 | 1,100 | 16 | 静岡市 | 2,607 | 16 | 東京都 | 21,087 | 16 | 北九州市 | 141,955 | 16 | 北九州市 | 306,229 | 16 | 熊本市 | 1,591,535 |
| 17 | 横浜市 | 1,070 | 17 | 堺市 | 2,464 | 17 | 新潟市 | 20,812 | 17 | 岡山市 | 136,180 | 17 | 京都市 | 292,820 | 17 | 京都市 | 1,550,351 |
| 18 | 京都市 | 1,067 | 18 | 広島市 | 2,453 | 18 | 浜松市 | 20,713 | 18 | 京都市 | 128,051 | 18 | 岡山市 | 280,500 | 18 | 岡山市 | 1,411,850 |
| 19 | 大阪市 | 1,045 | 19 | 北九州市 | 2,442 | 19 | 大阪市 | 19,822 | 19 | 浜松市 | 123,475 | 19 | 浜松市 | 256,113 | 19 | 浜松市 | 1,288,804 |
| 20 | 広島市 | 946 | 20 | 川崎市 | 2,321 | 20 | 北九州市 | 19,239 | 20 | 新潟市 | 117,403 | 20 | 新潟市 | 244,222 | 20 | 新潟市 | 1,227,424 |
| 21 | 川崎市 | 792 | 21 | 大阪市 | 2,112 | 21 | 静岡市 | 16,698 | 21 | 静岡市 | 99,000 | 21 | 静岡市 | 209,132 | 21 | 静岡市 | 1,072,775 |

【参考3】 下水道使用料の大都市比較(20政令市+東京都の21都市)

大都市との比較では、20m³までの少量使用者が平均より高く、100m³以上の中量、大量使用者は平均以下で比較的安価となっている。

大都市下水道使用料の比較(税込み・1か月・令和7年4月1日現在)※名古屋市は令和7年10月改定予定分

| 少量 | | | 中量 | | | | | | 大量 | | | | | | | | |
|------------------|-------|------------------|----|-------------------|--------|-------------------|-------|--------------------|----|-------|--------------------|----|-------|---------|----|-------|-----------|
| 10m ³ | | 20m ³ | | 100m ³ | | 500m ³ | | 1000m ³ | | | 5000m ³ | | | | | | |
| 順位 | 都市名 | 下水道使用料 | 順位 | 都市名 | 下水道使用料 | 順位 | 都市名 | 下水道使用料 | 順位 | 都市名 | 下水道使用料 | 順位 | 都市名 | 下水道使用料 | | | |
| 1 | 浜松市 | 1,661 | 1 | 新潟市 | 3,047 | 1 | 広島市 | 29,491 | 1 | 広島市 | 218,141 | 1 | 広島市 | 477,741 | 1 | 広島市 | 2,655,741 |
| 2 | 静岡市 | 1,402 | 2 | 岡山市 | 3,011 | 2 | 川崎市 | 25,949 | 2 | 川崎市 | 195,679 | 2 | 川崎市 | 424,589 | 2 | 川崎市 | 2,360,589 |
| 3 | 新潟市 | 1,309 | 3 | 浜松市 | 2,948 | 3 | 福岡市 | 25,421 | 3 | 福岡市 | 174,361 | 3 | 横浜市 | 382,976 | 3 | 岡山市 | 2,245,416 |
| 4 | 堺市 | 1,281 | 4 | 堺市 | 2,821 | 4 | 堺市 | 24,491 | 4 | 堺市 | 171,891 | 4 | 岡山市 | 379,816 | 4 | 福岡市 | 2,210,461 |
| 5 | 岡山市 | 1,273 | 5 | 静岡市 | 2,777 | 5 | 岡山市 | 23,636 | 5 | 横浜市 | 169,026 | 5 | 福岡市 | 375,661 | 5 | 横浜市 | 2,180,160 |
| 6 | 熊本市 | 1,036 | 6 | 福岡市 | 2,651 | 6 | 横浜市 | 23,606 | 6 | 仙台市 | 164,783 | 6 | 仙台市 | 372,683 | 6 | 仙台市 | 2,159,083 |
| 7 | 福岡市 | 979 | 7 | さいたま市 | 2,459 | 7 | 北九州市 | 22,878 | 7 | 岡山市 | 164,216 | 7 | 堺市 | 369,891 | 7 | 北九州市 | 2,112,108 |
| 8 | 相模原市 | 963 | 8 | 熊本市 | 2,346 | 8 | 千葉市 | 21,599 | 8 | 北九州市 | 152,458 | 8 | さいたま市 | 341,677 | 8 | 堺市 | 2,107,891 |
| | 平均 | 944 | 9 | 広島市 | 2,260 | 9 | 名古屋市 | 20,229 | 9 | さいたま市 | 148,077 | 9 | 北九州市 | 321,308 | 9 | さいたま市 | 2,035,677 |
| 9 | さいたま市 | 919 | | 平均 | 2,251 | 10 | さいたま市 | 19,817 | 10 | 千葉市 | 145,679 | 10 | 千葉市 | 318,379 | 10 | 千葉市 | 1,951,879 |
| 10 | 名古屋市 | 869 | 10 | 北九州市 | 2,248 | | 平均 | 19,672 | | 平均 | 137,153 | 11 | 東京都 | 303,248 | 11 | 東京都 | 1,821,248 |
| 11 | 東京都 | 858 | 11 | 川崎市 | 2,156 | 11 | 新潟市 | 19,492 | 11 | 東京都 | 132,748 | | 平均 | 302,070 | | 平均 | 1,751,610 |
| 12 | 千葉市 | 853 | 12 | 千葉市 | 2,140 | 12 | 仙台市 | 18,813 | 12 | 名古屋市 | 132,429 | 12 | 新潟市 | 300,432 | 12 | 新潟市 | 1,682,032 |
| 13 | 広島市 | 786 | 13 | 東京都 | 2,068 | 13 | 東京都 | 18,348 | 13 | 新潟市 | 127,732 | 13 | 名古屋市 | 275,429 | 13 | 熊本市 | 1,575,792 |
| 14 | 仙台市 | 773 | 14 | 相模原市 | 2,036 | 14 | 熊本市 | 18,008 | 14 | 熊本市 | 114,387 | 14 | 熊本市 | 261,050 | 14 | 名古屋市 | 1,419,429 |
| 15 | 京都市 | 770 | 15 | 横浜市 | 2,035 | 15 | 静岡市 | 17,517 | 15 | 神戸市 | 106,975 | 15 | 神戸市 | 235,675 | 15 | 神戸市 | 1,384,075 |
| 16 | 川崎市 | 748 | 16 | 京都市 | 2,013 | 16 | 浜松市 | 16,830 | 16 | 静岡市 | 104,417 | 16 | 静岡市 | 219,917 | 16 | 相模原市 | 1,248,259 |
| 17 | 横浜市 | 737 | 17 | 仙台市 | 1,917 | 17 | 京都市 | 15,763 | 17 | 京都市 | 102,223 | 17 | 京都市 | 219,373 | 17 | 静岡市 | 1,187,917 |
| 18 | 北九州市 | 697 | 18 | 名古屋市 | 1,914 | 18 | 相模原市 | 14,499 | 18 | 浜松市 | 98,230 | 18 | 浜松市 | 205,480 | 18 | 京都市 | 1,156,573 |
| 19 | 札幌市 | 660 | 19 | 神戸市 | 1,760 | 19 | 神戸市 | 14,245 | 19 | 相模原市 | 95,459 | 19 | 相模原市 | 205,459 | 19 | 大阪市 | 1,123,430 |
| 20 | 神戸市 | 660 | 20 | 札幌市 | 1,397 | 20 | 札幌市 | 11,484 | 20 | 札幌市 | 82,874 | 20 | 大阪市 | 177,430 | 20 | 浜松市 | 1,115,180 |
| 21 | 大阪市 | 605 | 21 | 大阪市 | 1,276 | 21 | 大阪市 | 11,000 | 21 | 大阪市 | 78,430 | 21 | 札幌市 | 175,274 | 21 | 札幌市 | 1,050,874 |

【参考4】水道料金・下水道使用料合算の大都市比較(20政令市+東京都の21都市)

20m³までの小量使用者は平均より高く、100m³以上の中量、大量使用者は平均以下で安価となっている。

大都市上下水道料金の比較(税込み・1か月・令和7年4月1日現在)※相模原市、浜松市(水道料金)と名古屋市(上下水道料金)は令和7年10月改定予定分

| 少量 | | | | | 中量 | | | | | 大量 | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-----------------------|----|-------|------------------------|----|------------------------|--------|----|-------------------------|---------|-------------------------|-------|---------|----|-------|-----------|
| 20mm/10m ³ | | 20mm/20m ³ | | | 25mm/100m ³ | | 40mm/500m ³ | | | 50mm/1000m ³ | | 75mm/5000m ³ | | | | | |
| 順位 | 都市名 | 上下水道料金 | 順位 | 都市名 | 上下水道料金 | 順位 | 都市名 | 上下水道料金 | 順位 | 都市名 | 上下水道料金 | 順位 | 都市名 | 上下水道料金 | 順位 | 都市名 | 上下水道料金 |
| 1 | 新潟市 | 4,884 | 1 | 新潟市 | 8,052 | 1 | 福岡市 | 60,170 | 1 | 福岡市 | 420,299 | 1 | 福岡市 | 906,147 | 1 | 福岡市 | 5,168,207 |
| 2 | 浜松市 | 3,146 | 2 | 岡山市 | 6,377 | 2 | 広島市 | 54,114 | 2 | 広島市 | 379,043 | 2 | 横浜市 | 816,431 | 2 | 横浜市 | 4,650,980 |
| 3 | 仙台市 | 3,028 | 3 | 仙台市 | 6,207 | 3 | 横浜市 | 54,018 | 3 | 横浜市 | 371,921 | 3 | 広島市 | 813,791 | 3 | 広島市 | 4,382,796 |
| 4 | 岡山市 | 3,011 | 4 | 福岡市 | 6,006 | 4 | 千葉市 | 52,509 | 4 | 千葉市 | 359,579 | 4 | さいたま市 | 788,387 | 4 | 千葉市 | 4,378,159 |
| 5 | 静岡市 | 2,832 | 5 | さいたま市 | 5,957 | 5 | さいたま市 | 50,342 | 5 | 川崎市 | 357,747 | 5 | 千葉市 | 783,689 | 5 | 川崎市 | 4,282,107 |
| 6 | 福岡市 | 2,629 | 6 | 浜松市 | 5,654 | 6 | 堺市 | 50,231 | 6 | さいたま市 | 351,797 | 6 | 川崎市 | 775,307 | 6 | さいたま市 | 4,273,517 |
| 7 | 熊本市 | 2,565 | 7 | 千葉市 | 5,390 | 7 | 川崎市 | 48,867 | 7 | 堺市 | 337,111 | 7 | 東京都 | 735,240 | 7 | 東京都 | 4,058,233 |
| 8 | さいたま市 | 2,492 | 8 | 静岡市 | 5,384 | 8 | 名古屋市 | 48,037 | 8 | 仙台市 | 327,638 | 8 | 堺市 | 717,711 | 8 | 堺市 | 3,927,511 |
| 9 | 千葉市 | 2,453 | 9 | 熊本市 | 5,360 | 9 | 岡山市 | 46,868 | 9 | 東京都 | 319,269 | 9 | 仙台市 | 712,528 | 9 | 仙台市 | 3,877,668 |
| | 平均 | 2,412 | | 平均 | 5,322 | 10 | 札幌市 | 45,529 | 10 | 名古屋市 | 312,092 | 10 | 岡山市 | 660,316 | 10 | 北九州市 | 3,795,273 |
| 10 | 堺市 | 2,403 | 10 | 堺市 | 5,285 | | 平均 | 44,662 | | 平均 | 303,992 | | 平均 | 658,054 | 11 | 岡山市 | 3,657,266 |
| 11 | 名古屋市 | 2,398 | 11 | 相模原市 | 5,106 | 11 | 仙台市 | 43,783 | 11 | 岡山市 | 300,396 | 11 | 名古屋市 | 644,314 | | 平均 | 3,643,055 |
| 12 | 相模原市 | 2,333 | 12 | 横浜市 | 5,052 | 12 | 相模原市 | 42,660 | 12 | 北九州市 | 294,413 | 12 | 神戸市 | 629,530 | 12 | 相模原市 | 3,613,529 |
| 13 | 東京都 | 2,266 | 13 | 札幌市 | 5,049 | 13 | 北九州市 | 42,117 | 13 | 神戸市 | 293,590 | 13 | 北九州市 | 627,537 | 13 | 神戸市 | 3,536,500 |
| 14 | 札幌市 | 2,112 | 14 | 名古屋市 | 5,038 | 14 | 新潟市 | 40,304 | 14 | 札幌市 | 280,984 | 14 | 相模原市 | 581,896 | 14 | 名古屋市 | 3,265,933 |
| 15 | 京都市 | 1,837 | 15 | 京都市 | 5,027 | 15 | 熊本市 | 39,832 | 15 | 相模原市 | 275,762 | 15 | 札幌市 | 578,974 | 15 | 熊本市 | 3,167,327 |
| 16 | 横浜市 | 1,807 | 16 | 東京都 | 4,884 | 16 | 東京都 | 39,435 | 16 | 熊本市 | 258,322 | 16 | 熊本市 | 569,435 | 16 | 札幌市 | 3,136,474 |
| 17 | 北九州市 | 1,797 | 17 | 広島市 | 4,713 | 17 | 神戸市 | 38,720 | 17 | 新潟市 | 245,135 | 17 | 新潟市 | 544,654 | 17 | 大阪市 | 3,051,642 |
| 18 | 神戸市 | 1,771 | 18 | 北九州市 | 4,690 | 18 | 京都市 | 37,796 | 18 | 大阪市 | 243,342 | 18 | 大阪市 | 530,442 | 18 | 新潟市 | 2,909,456 |
| 19 | 広島市 | 1,732 | 19 | 神戸市 | 4,686 | 19 | 浜松市 | 37,543 | 19 | 京都市 | 230,274 | 19 | 京都市 | 512,193 | 19 | 京都市 | 2,706,924 |
| 20 | 大阪市 | 1,650 | 20 | 川崎市 | 4,477 | 20 | 静岡市 | 34,215 | 20 | 浜松市 | 221,705 | 20 | 浜松市 | 461,593 | 20 | 浜松市 | 2,403,984 |
| 21 | 川崎市 | 1,540 | 21 | 大阪市 | 3,388 | 21 | 大阪市 | 30,822 | 21 | 静岡市 | 203,417 | 21 | 静岡市 | 429,049 | 21 | 静岡市 | 2,260,692 |

水道料金、下水道使用料改定に向けた議論の開始

1 改定の経緯

静岡市は、能登半島地震の経験から、地震による上下水道の被害の深刻さと復旧までに想定以上に時間を要することを認識しました。

また、大災害時においても早い段階で市民が一定の給排水サービスを利用できるようにすることが重要であることから、最重要な給排水経路を選択して、取水から排水処理までの一本の線（給排水経路）がつながっているという状態を確保する上下水道一体の『選択的耐震化』の重要性を改めて認識しました。

その認識のもとで、静岡市の上下水道の耐震化の状態を再評価したところ、大きな弱点があることがわかりました。それは、従来の耐震化の取組みでは、水道事業・下水道事業それぞれで優先すべき管路等を決定していたため、上下水道一体の一本の線としての耐震化が進んでいないことです。現状では非耐震管が各地区に点在し、大地震の後、一本の給排水経路のどこかに損壊が発生すると、その経路上の全ての地区で給排水ができない状態となる恐れがあります。

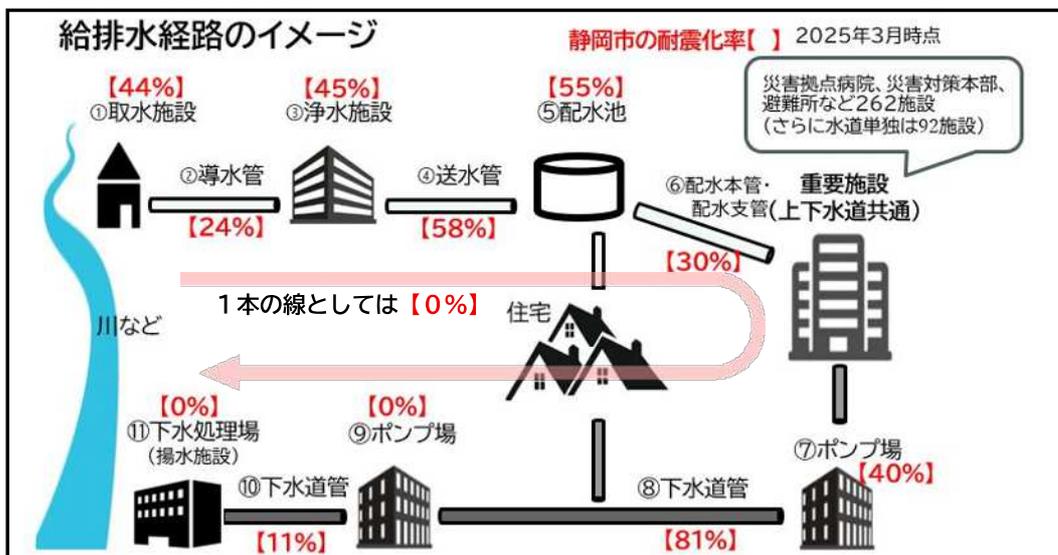
南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が80%に引き上げられたこともあり、耐震化を加速することが必要です。このため、現在の耐震化の状況と必要な工事期間等から事業計画を見直しました。

具体的には、「2035年の目指す姿」を、災害時においても災害拠点病院、災害対策本部、中学校区1箇所の避難所（給水拠点）にて給排水ができる状態とし、2036年以降は各地区の給水拠点を増やし、2040年には小学校区に最低1箇所の避難所（給水拠点）において給排水ができる状態とすることとしました。

一方、近年の物価や労務単価等の高騰により経営に必要な費用が増加している中、従前から行っている老朽化対策も進める必要があります。

老朽化対策に加え、耐震化事業を2040年までの期間で集中投資し実施していくにあたり、将来の財政見通しを試算したところ、水道料金・下水道使用料を改定する必要が生じました。

具体的な水道料金・下水道使用料改定案については、今後、7月から12月にかけて開催を予定している上下水道事業経営協議会(※)において議論し、同協議会からの意見書を踏まえたうえで、2026年2月定例会へ改定に係る条例案の提出を目指します。



※上下水道事業経営協議会

上下水道事業の計画の策定、進捗管理や水道料金・下水道使用料について調査審議を目的に設置する附属機関。委員は学識経験者、関係団体職員、公募市民等11名（2025年7月時点）

2 事業費及び財源

重要施設の線的耐震化を全て完成させるための事業費は、試算で約1,700億円（水道事業約1,050億円、下水道事業約650億円）を見込みました。

このうち耐震化を加速して実施する2040年までに必要な事業費は、約1,510億円（水道事業約1,000億円、下水道事業約510億円）となります。

また、継続して行う必要がある老朽化対策で約2,120億円（水道事業約680億円、下水道事業約1,440億円）、経営に必要な維持管理費約5,420億円（水道事業約1,920億円、下水道事業約3,500億円）等を見込み、2025年度から2039年度までの15年間で必要な財源を試算しました。

この結果、コスト縮減などに取り組みつつ、国庫補助金や企業債(借入)を活用したとしても、約1,040億円（水道事業約600億円、下水道事業約440億円）の財源が必要となります。

両事業は、原則、費用を収入で賄う独立採算方式で行っているため、料金・使用料の改定が必要な状況です。

3 耐震化の投資集中期間

2025～2039年度（15年間）

4 検討の内容

耐震化の投資集中期間に必要な財源（水道事業約600億円、下水道事業約440億円）を15年間で1度の改定（2026年6月）とする場合

改定率は、水道料金:約+50% 下水道使用料:約+40%

※個々の利用者が支払う料金・使用料の実際の改定率は、使用した水量や水道メーターの口径の大小によって異なります。



15年間で1度の改定の場合では改定額が大きいことと、世代間の負担の公平性を考慮し、投資集中期間（15年間）を3～5年で分割し、段階的に複数回改定することとします。

⇒改定周期、改定率、料金設定など改定内容を議論していきます。

※世代間の負担の公平性：その時点で必要な経費をその時居住している市民で負担するという考え方

なお、山間部の簡易水道事業の料金は、「同一市民・同一料金」の考えのもと、水道料金が定められている「静岡市水道事業給水条例」を準用すると定められていることから、水道料金の改定に合わせて、簡易水道の料金も改定します。

※2035年までに簡易水道エリアの小中学校区、各1か所の避難所（給水拠点）の給水を可能にする。

【次頁あり】

5 今後の予定

| | | |
|------------|--|------|
| 2025年7月25日 | 第2回上下水道事業経営協議会 | } 審議 |
| 2025年8月 | 第3回上下水道事業経営協議会 | |
| 2025年10月 | 第4回上下水道事業経営協議会 | |
| 2025年12月 | 第5回上下水道事業経営協議会 | |
| | ⇒料金改定に関する意見書を受理 | |
| 2026年2月 | 2月定例会に条例改正議案を上程し、2026年度当初予算案と合わせて審議・議決 | |
| ～ | 新料金制度について周知・広報 | |
| 2026年6月 | 6月利用分から新料金開始（条例施行） | |

担当：上下水道局 上下水道経理課(水道：054-270-9204、下水道：054-270-9205)
中山間地水道課（簡易水道 054-207-9471）

第1回協議会(5/30)議題等にかかる 御質問・回答、御意見 まとめ

令和7年7月25日
令和7年度 第2回 静岡市上下水道事業経営協議会

令和7年度 第1回上下水道事業経営協議会 御質問への回答

| No. | 議事 | 御質問 | 回答 |
|-----|-------------------------|--|---|
| 1 | (2)令和7年度 当初予算の概要・主な実施事業 | 令和7年度予算は前年度と比較して、水道事業は耐震化に関連する事業について大幅の増、下水道事業については全体的に減のようですが、下水道事業の予算が縮小された主な原因は、具体的に何でしょうか？ (当日、ご説明をいただいていたましたら申し訳ありません) | 下水道計画課 |
| | | | 下水道事業の予算が縮小された主な原因は、国から新たに示された上下水道一体の耐震化の考え方に基づく耐震化事業の組み替えや見直しによって事業費の削減が図られたことや、浸水対策事業において関係機関との協議や調整に時間を要していること、また、国の令和6年度補正予算を活用して、令和7年度に予定していた事業を令和6年度に前倒して実施したことによるものです。 |
| 2 | (2)令和7年度 当初予算の概要・主な実施事業 | 資本的収支の不足を補填する内部留保は、いくらあるのでしょうか。本市はずっと安泰なのでしょうか。 | 上下水道経理課 |
| | | | 内部留保(補てん財源)は、令和6年度決算見込みで、水道事業が約79億円、下水道事業が約50億円となっています。補てん財源は建設投資の財源として重要なものですが、今後管路や施設の耐震化や老朽化した施設の更新等により多額の事業費が見込まれることから、将来的な補てん財源の不足が予想されます。このため、今後、国庫補助金の活用や企業債の借入を含め、財源をどう確保していくかが課題となっています。 |
| 3 | | | |
| | | | |

(1)協議会の目的・スケジュール等

| No. | 御意見 |
|-----|--|
| 1 | 協議会の目的やスケジュールが明確に示されているので、参加する側も委員としてのスタンスを確認しやすいと感じます。 |
| 2 | 益々深刻な問題が上下水道事業経営に生じている今、経営協議会の存在意義は改めて重要であることを知りました。スケジュール等は無理なく組まれています。 |
| 3 | 会議の頻度、議題とも盛りだくさんという印象ですが、まずは1年間経験して勘所をつかめればと思います。 |
| 4 | 協議会の目的を改めて確認し、皆引き締まる思いです。 |
| 5 | 上下水道事業の課題を今以上に、市民に理解してもらう為の告知活動が重要ではないか。 |

(2)令和7年度 当初予算の概要・主な実施事業

| No. | 御意見 |
|-----|---|
| 1 | 昨今発生した埼玉県八潮市の事故はあまりにも悲惨な結果であったが、我が静岡市は人口も交通事情、経済環境があれほど大規模ではないものの心配される箇所もあるとのこと。あの事故のことを教訓とし、今後の事業執行に役立ててほしい。 |
| 2 | 重点項目についてよく理解できました。 |
| 3 | 収益的収支で支出になる減価償却費が、資本的収支の収入になるという理屈が難しいと感じました。 |
| 4 | 鈴木会長の補足説明で、「企業債」について理解が深まりました。 特に下水道事業についての老朽化対策をしながら企業債を減らす事は、大変難題ではありますが、決して先送りにできないものであると思いました |

(3)水道料金・下水道使用料の概要等

| No. | 御意見 |
|-----|---|
| 1 | 静岡市の水のおいしさと水道料金の関係をみれば、政令市の中では水道料金は極めて低く、市民にとっては大変ありがたい部分であるが、令和2年の改定を考えると、使用料の値上げ時期は慎重に検討することが必要である。 |
| 2 | 現状についてよく理解できました。 |
| 3 | 全国の政令市や県内他都市との比較により、静岡市の特徴がよくわかりました。 |
| 4 | 水道料金を企業誘致や移住促進のインセンティブとして活用できる可能性を感じました。 |
| 5 | 節水家電の普及など、消費者・企業の節水行動が、家計や環境にはやさしい反面、給水収益増加の重石となり、水道料金の引上げ圧力となるジレンマに陥ってるのではないかと矛盾を感じました。 |
| 6 | 料金が低い、安いではなく、今の静岡市の現状をはっきりと示し、とてつもなく不足している事を明確にさせていただくことで、市民も腹を括る事ができると思います。 先送りは、何一つ良い結果とならないと考えます。 |
| 7 | 水道、下水道料金は安いに越したことはないが、特に大口使用先である事業所等に対しては引き上げの検討をすべきだと思う。 |

(4)施設見学について

| No. | 御意見 |
|-----|---|
| 1 | 門屋浄水場の職員の方から原水水質が良いというコメントがあり、着水井の色が透明だったこと、ニジマスがのびのびと泳いでいること、が印象的でした。良質な原水が最低限の浄水処理で市民の皆さんに供給されることは、大変、貴重なことだと思います。(水道事業の分野ではないかもしれませんが)将来にわたり水資源の環境保全に努めていただきたいと思いますと感じました。 |
| 2 | 実際に現場に足を運び、目で見て、話を聞くことで、水の循環フローや働く方のご苦労がわかり、大変有意義でした。 |
| 3 | 本当にきれいな水に恵まれてている静岡市であること、その水を安心安全な飲料際としてくださっている過程を見学でき感激です。城北城下センターの設備よ老朽化が大変気になりました。繁華街を含む静岡の心臓部の浄化を担っている施設であると思うと、耐震化も含めて、下水道管と共に早急の強化が必要ではないかと感じました。 |
| 4 | 先日は貴重な機会をいただき、上下水道施設の見学をさせていただきありがとうございました。普段目にする事のない浄水・排水処理の現場や最新の設備を実際に見ることで、生活インフラを支える重要な仕事であることを改めて実感しました。 今回の見学を通じて、日々の業務にも水資源の大切さや社会インフラの重要性を意識して取り組みたいと感じました。 |

令和7年度第2回静岡市上下水道事業経営協議会 ご意見記入用紙

資料4

令和7年度 第2回 静岡市上下水道事業経営協議会のご意見等について、本票にご記入いただき、郵送、メール又はファクシミリにて、下記連絡先までご返送ください。
また、議事以外に関するご質問、ご意見等もございましたら、その他意見・質問欄にご記入ください。
なお、誠に勝手ながら、**8月1日(金)まで**にご返送ください。
※意見がない場合であっても、その旨を記入し必ずご返送いただきますようお願いいたします。

お名前

議題 (1)第5次中期経営計画の改定について

【ご意見等】

議題 (2)水道料金・下水道使用料改定について

【ご意見等】

その他のご意見・ご質問

※誠に勝手ながら、8月1日(金)までにご返送ください。

【連絡先】 右記QRコードのフォームからの回答も可能です。→

〒420-0035 静岡市葵区七間町15番地の1
静岡市上下水道事業経営協議会事務局
(上下水道局経営管理部 上下水道経営企画課 経営戦略係)
担当 : 早野、鎮西、宮城島

電話 : 054-270-9202
FAX : 054-270-9122
e-mail : suidou-keiei@city.shizuoka.lg.jp

